

第11次厚木市総合計画 (原案)

令和7年6月

目次

序章	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	2
(1) 長期ビジョン	2
(2) アクションプラン	2
4 策定の背景	3
(1) 人口減少・超高齢社会	3
(2) こども・若者	4
(3) 教育	5
(4) 女性	6
(5) 外国籍市民	7
(6) 財政	8
(7) 防災・減災	9
(8) 交通	10
(9) 産業	11
(10) デジタル	12
(11) SDGs	13
(12) カーボンニュートラル	14
本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略	15
1 人口の推移	16
(1) 長期的な推移	16
(2) 直近10年の推移	17
(3) 年齢4区分別の推移	17
2 人口の将来推計	19
(1) 将来人口推計	19
(2) 人口の将来展望	20
3 まち・ひと・しごと創生総合戦略	22
(1) 計画の趣旨	22
(2) 総合計画と総合戦略の関係	22
(3) 総合計画と総合戦略の一体化	23
長期ビジョン	25
1 将来都市像	26
2 将来の目標人口	26
3 土地利用の方針	26
4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）	28
(1) 目的	28
(2) 位置付け	28
(3) 構成	28
(4) 三つの戦略	28
戦略1 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる	30

戦略2	こども・若者一人一人が幸せに暮らし続けられるまちをつくる……………	31
戦略3	地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる……………	32
5	まちづくりの目標（政策）……………	33
(1)	Ambitious:子育て・教育……………	33
(2)	Together:福祉・健康・コミュニティ……………	33
(3)	Safe:安心・安全……………	33
(4)	Unique:都市整備・産業……………	33
(5)	Green:環境……………	33
(6)	Inspire:スポーツ・文化芸術・魅力……………	33
6	施策……………	34
01	子育て……………	36
02	学校教育……………	37
03	地域福祉……………	38
04	高齢者福祉……………	39
05	障がい者福祉……………	40
06	保健・医療……………	41
07	社会教育……………	42
08	市民協働……………	43
09	生涯学習……………	44
10	人権・平和……………	45
11	防災・減災……………	46
12	消防・救急……………	47
13	防犯……………	48
14	交通安全……………	49
15	都市・交通……………	50
16	道路……………	51
17	基盤整備……………	52
18	公園・緑地……………	53
19	産業・労働……………	54
20	商業……………	55
21	農業……………	56
22	温暖化対策……………	57
23	循環型社会……………	58
24	自然環境……………	59
25	スポーツ……………	60
26	文化芸術……………	61
27	観光……………	62
28	魅力発信……………	63
7	行政運営の基本姿勢……………	64
(1)	背景……………	64
(2)	社会経済情勢に対応した行政経営……………	64
(3)	公共施設・インフラの総合的な管理の徹底……………	64
(4)	多様な主体との連携……………	64
(5)	広域連携の推進……………	65

8 進行管理	66
資料編	67
1 会議等の開催経過	68
2 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要	70
3 個別計画一覧	72
4 市民憲章など	80

序章

はじめに、第11次厚木市総合計画を作成した趣旨、背景や、総合計画の構成、期間等についてお示しします。

1 策定の趣旨

本市は、神奈川県中央に位置し、相模川の右岸に開けた扇形の地形で、西北部には丹沢山地が連なり、豊かな自然に恵まれています。また、市域の南部に東名高速道路や新東名高速道路、東端に圏央道が通る広域交通の要衝の地になっており、地理的な優位性をいかし、多くの企業や大学が集積しています。

こうした中、令和3(2021)年度から12年間を計画期間とする、第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきましたが、この間、市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化してきました。

また、人口減少や超高齢社会の到来、大雨や大型台風等の気象災害の激甚化や都心南部直下地震の発生リスクが高まる等の様々な変化に対応すべく、現状の評価・分析を行うとともに、変化を見据えたまちづくりが求められています。

このような変化を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、改めて見直しを行い、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を見通した第11次厚木市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置付け

総合計画は厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、厚木に誇りを持てる魅力的なまちをつくることを目指します。

また、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

3 計画の構成と期間

総合計画は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の2層で構成します。

なお、自治基本条例第16条第1項に規定する「基本構想」は「長期ビジョン」とし、「これを具体化するための計画」を「長期ビジョン」及び「アクションプラン」としています。

(1) 長期ビジョン

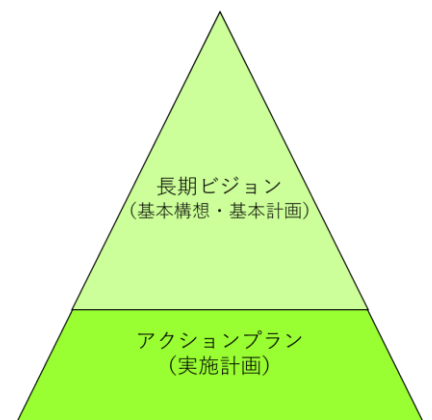
本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりの目標(政策)や施策の方針、施策体系を定めるものです。

計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

(2) アクションプラン

長期ビジョンで定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めるものです。

計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間の第1期計画期間とし、令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までの5年間の第2期計画期間とします。



4 策定の背景

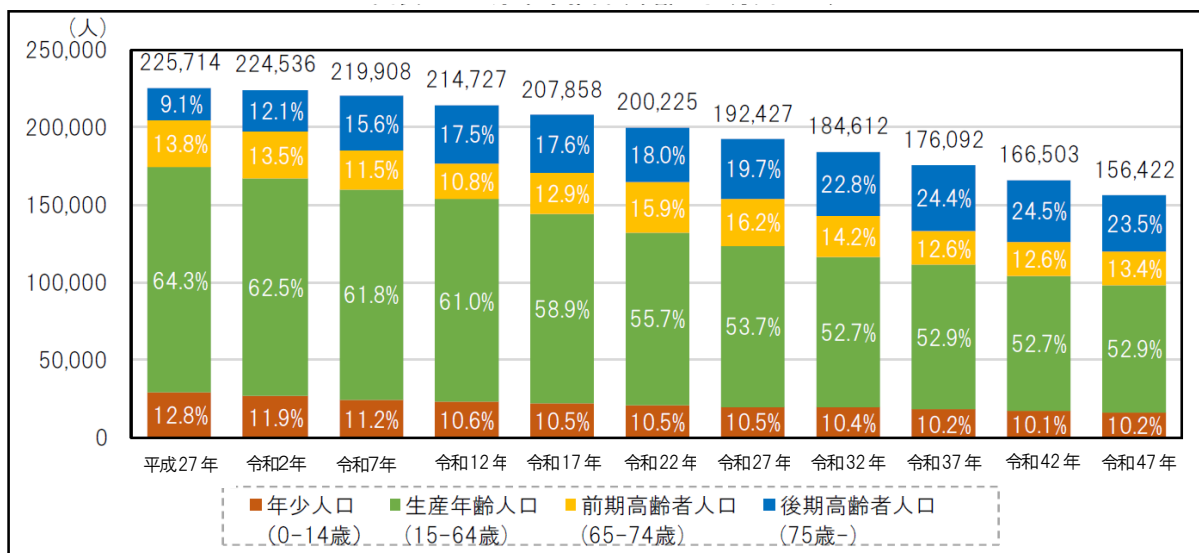
本市を取り巻く社会・経済環境の変化は、行政運営の様々な分野に大きく影響を及ぼしており、留意すべき事項は、次のとおりです。

(1) 人口減少・超高齢社会

本市の人口は減少傾向にあり、令和47(2065)年に約15万6千人になると予測されています。また、生産年齢人口(15～64歳)の割合は平成12(2000)年には74.8%でしたが、50年後の令和32(2050)年には52.7%となり、20ポイント以上減少する見込みです。一方で、65歳以上の老年人口の割合は平成12(2000)年は10.4%でしたが、令和32(2050)年には36.9%と増加が見込まれます。こうした中で、労働力の減少による地域経済の活力低下や扶助費・医療費等の社会保障関連経費の増加、地域の社会・経済活動の担い手等の不足が懸念されています。

人口減少を見据えたまちづくりを行うとともに、こどもから高齢者まで誰もが自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる「地域包括ケア社会」の実現が求められます。

人口ビジョンにおける厚木市推計（年齢4区分別人口）

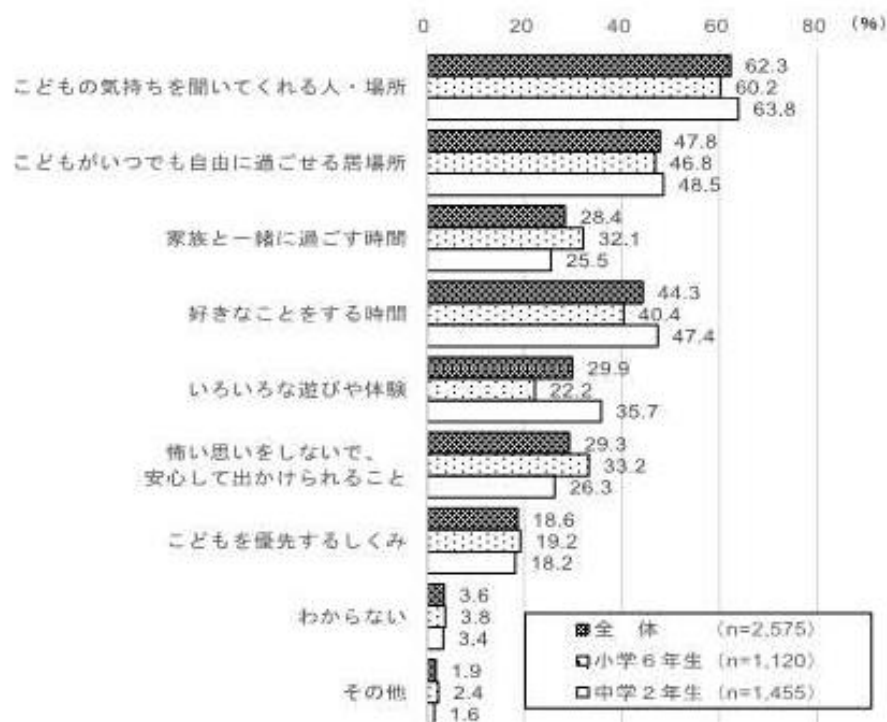


(2) こども・若者

急速な少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない中、こども基本法に基づく「こども大綱」では全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、本人にとっての最善の利益を第一に考えながら、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するとともに、社会全体で子育てに対する理解を深めることが求められます。

GIGAスクール端末を活用した小・中学生へのアンケート結果

あなたが考える「こどもまんなか社会」をつくるために何が
必要だと思いますか。（三つまで）



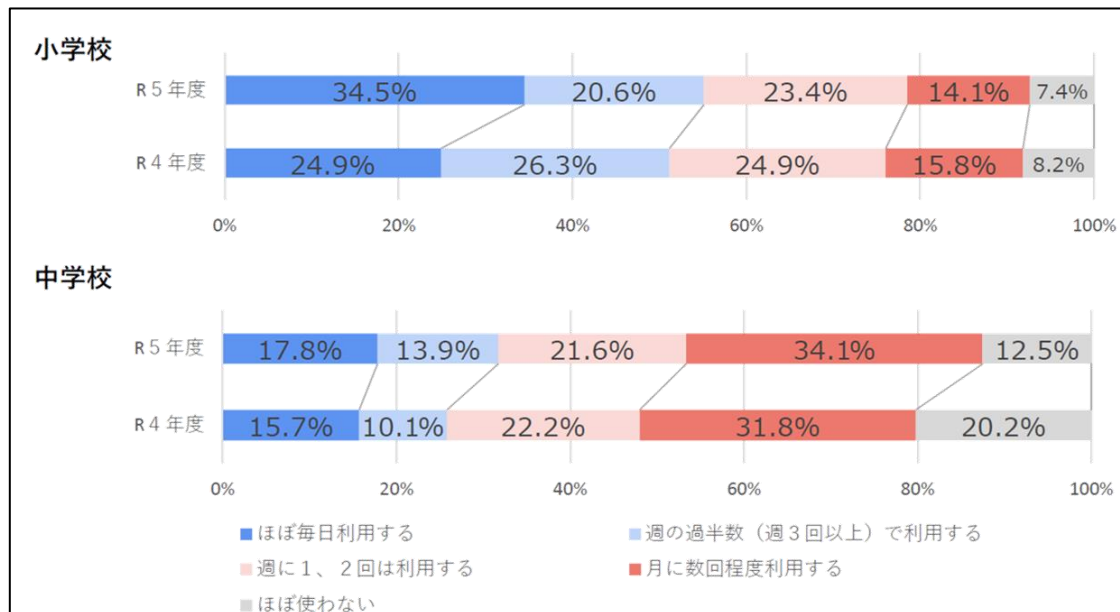
(3) 教育

多様な子どもたちが共に生活する小・中学校では、全てのこどもの可能性を引き出すための教育環境の整備が必要とされています。こうした中で、学びの場において、GIGAスクール端末¹を始めとしたICT²環境を最大限に活用し、「個別最適な学び」³と「協働的な学び」⁴を一体的に充実させる授業づくりや、児童・生徒一人一人の個性を「長所・強み」と捉え、不登校や外国籍児童・生徒などを含めた様々な支援機能を活用することで個性を伸ばすことができるインクルーシブ教育⁵システムの充実が求められています。

また、地域コミュニティの活性化や多様なニーズに対応した社会教育の充実に向けて、家庭・地域・社会教育施設の更なる連携強化による多様な学びの場の提供が必要となっています。

さらに、人生100年時代において、社会人の学び直し（リカレント教育）の必要性が高まっており、市内大学・市民団体との連携による講座を始めとする幅広い生涯学習の場を提供し、「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に学習することができる環境」の充実が求められています。

授業における児童・生徒のGIGAスクール端末利用頻度



¹ 児童・生徒1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とするGIGAスクール構想に位置付けられたタブレット端末など。

² 情報通信技術と訳され、コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどの総称

³ 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する教育

⁴ こどもたちの多様な個性を最大限にいかす教育

⁵ 共生社会の実現に向け、できるだけ全てのこどもが同じ場で共に学び共に育つための教育

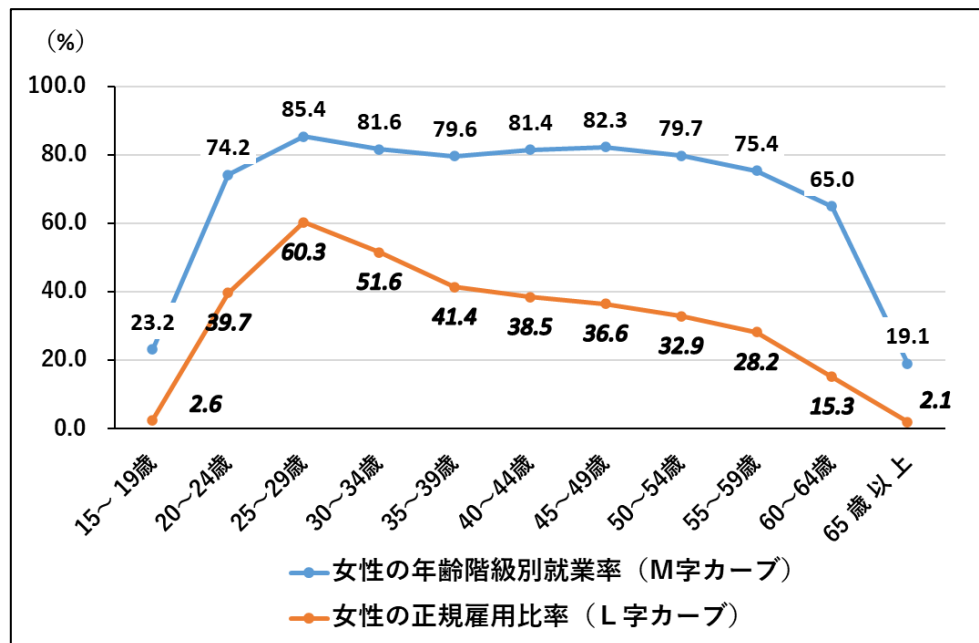
(4) 女性

女性の就業率は増加傾向にある一方で、出産後の正規雇用率が低下する「L字カーブ」が問題視されていることから、性別に関わりなく自由な選択ができる社会の実現を目指す必要があります。

また、女性の健康課題として、月経、妊娠・出産、更年期等がライフステージごとにあり、仕事や生活上で支障をきたす場合が想定されます。こうした中、健康診断の推進や休暇制度等の福利厚生の充実、性差に対する理解の促進やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を図り、自分らしく生きられる家庭・職場・地域等の環境づくりが求められます。

さらに、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、複雑化・多様化・複合化しているため、困難な問題を抱える女性のニーズに応じた切れ目のない支援を行うとともに、相談体制の充実や啓発活動等が求められます。

女性の就業状況（令和6（2024）年）

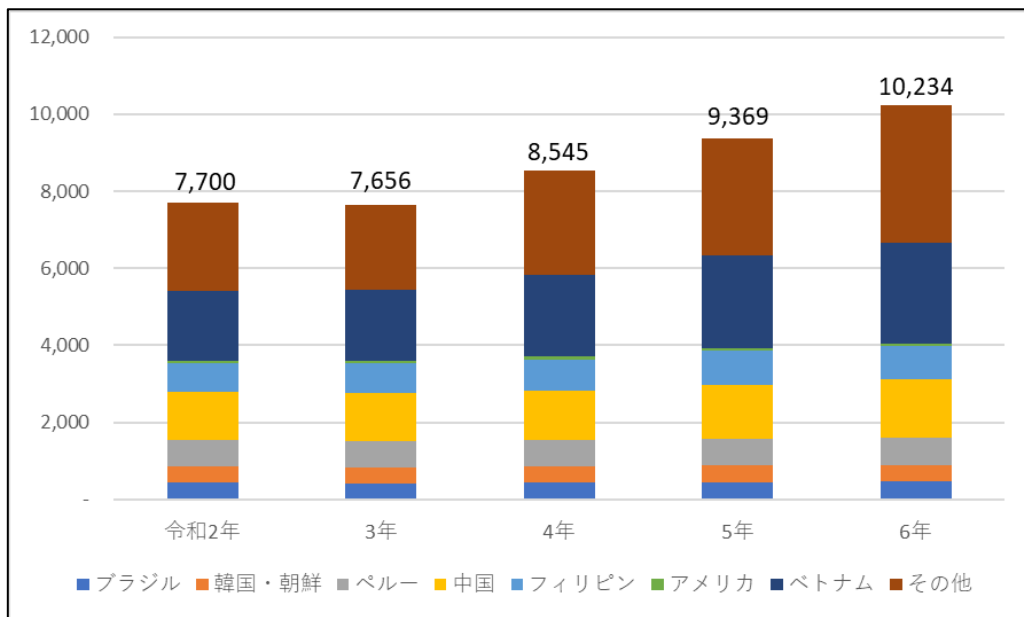


(5) 外国籍市民

厚木市在住の外国籍人口は、新型コロナウイルス感染症拡大による渡航制限の影響を受け、令和2(2020)年から令和3(2021)年まではほぼ横ばいでしたが、近年増加傾向にあります。今後、在留資格「特定技能」⁶の対象拡大などを背景として、更に増加することが見込まれます。

外国籍市民が日本語教育の充実等、快適な地域生活を送れるよう支援するとともに、異文化交流や円滑なコミュニケーション及びネットワーク形成等を図り、国籍の異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に社会を支え合いながら暮らすことができる多文化共生のまちづくりが求められます。

外国籍市民の推移



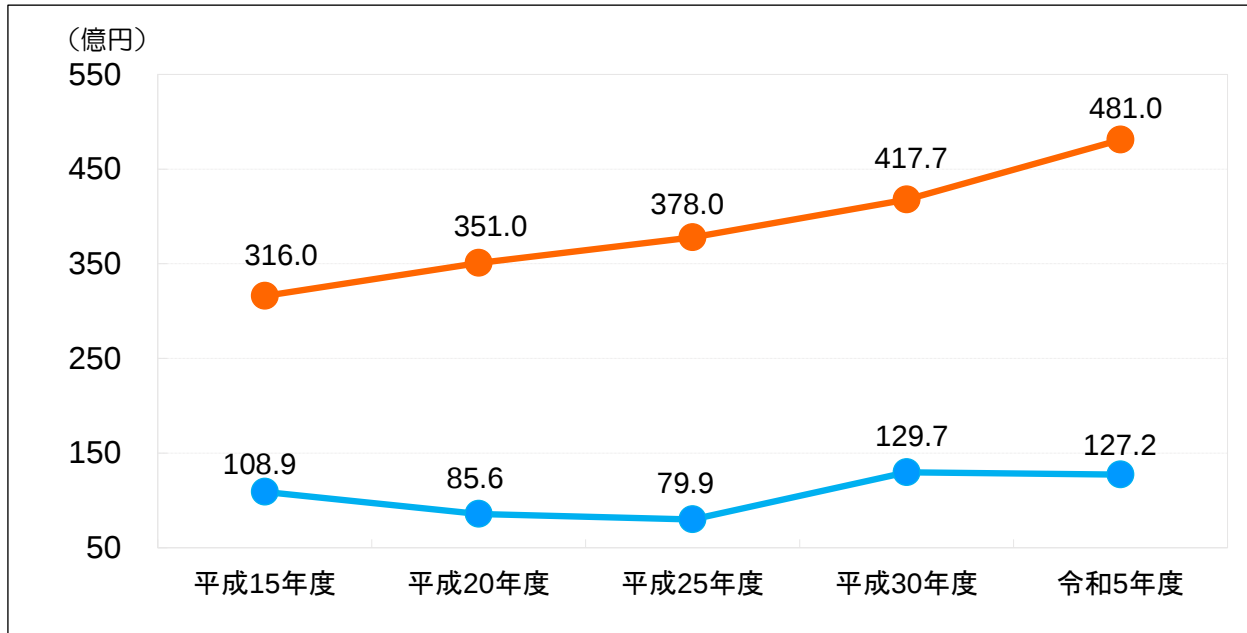
⁶ 国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度

(6) 財政

本市は、昭和39(1964)年度から普通交付税不交付団体⁷として自主自立した財政運営を維持していますが、扶助費（社会保障に要する経費）を始めとする義務的経費⁸が増加傾向にあるほか、経常的な経費の増加が見込まれています。

引き続き自主自立した財政運営を維持していくため、将来の税金につながる都市基盤整備、適切な公共施設の管理や事業の選択と集中による支出の削減など、効率的かつ効果的な財政運営を図ることが必要です。

義務的経費と投資的経費の推移



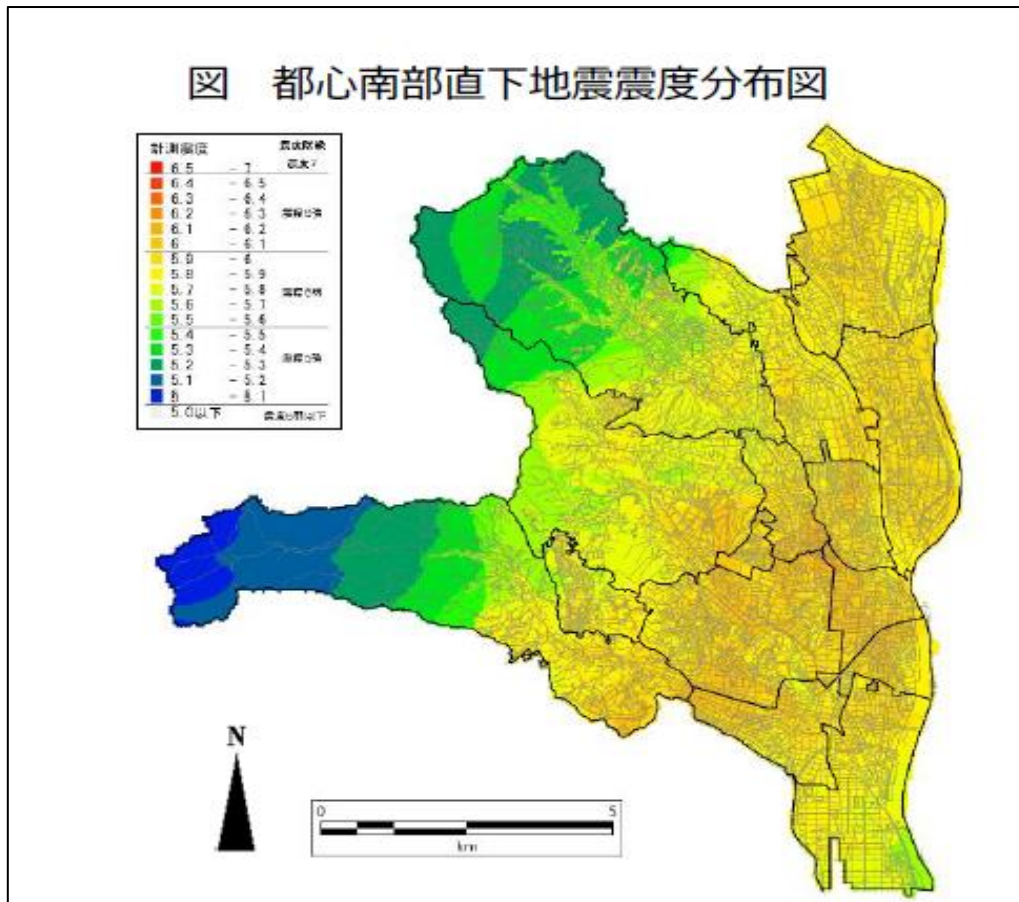
⁷ 地方公共団体の一般的な財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される普通交付税を交付されていない地方公共団体

⁸ 地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費、公債費。その支出が義務付けられ任意に削減できない、極めて硬直性の強い経費。

(7) 防災・減災

近年、地球温暖化の影響により、大雨や大型台風等の気象災害が激甚化しています。さらに、都心南部直下地震⁹の発生リスクが高まっているとともに、南海トラフ巨大地震¹⁰の30年以内発生確率が引き上げられています。自助・共助・公助の連携を強化し、災害から命と暮らしを守るまちづくりがより一層必要となっています。

大規模災害に備え、道路・下水道といった都市インフラの効果的な更新や災害からの早期復興に向けた事前準備等、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策の強化・充実を図る必要があります。



⁹ 首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震に代わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、神奈川県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

¹⁰ 駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。日本で発生が想定される最大級の地震であり、複数の巨大地震が時間差発生し、超広域にわたる甚大な被害が想定されている。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

(8) 交通

本市の広域道路ネットワークは、東名高速道路が横切り、圏央道が縦断する広域交通の要衝の地となっています。さらに、現在整備が進められている厚木秦野道路が完成することにより、市内に7か所のインターチェンジが配置され、経済・文化の発展、観光振興などの面において、一層の効果が期待されています。今後、交通利便性の高い地区においては、周辺の住環境や自然環境への配慮が求められます。



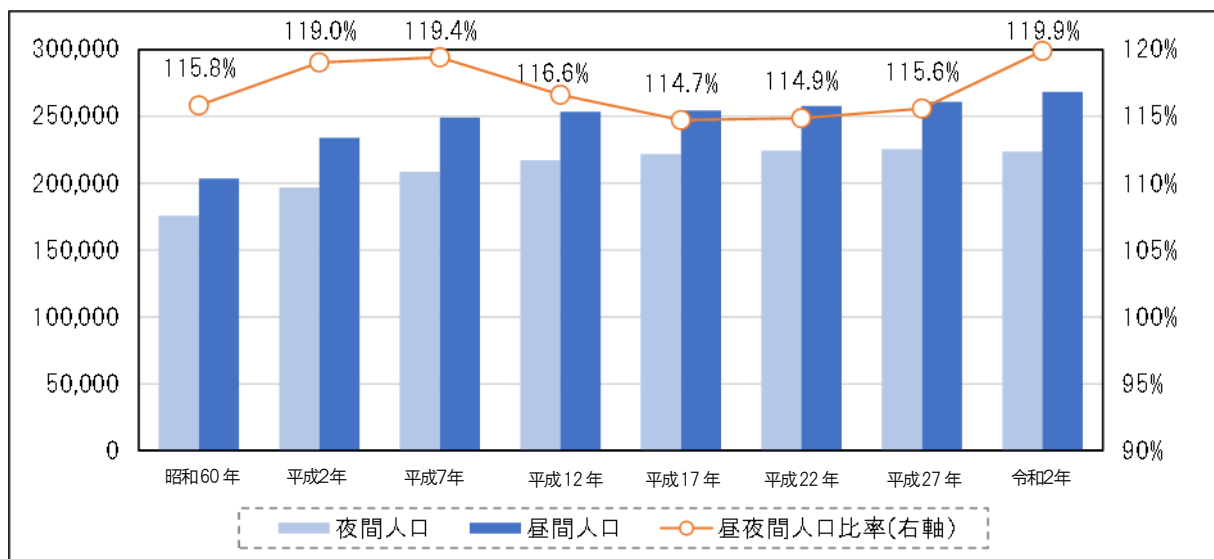
(9) 産業

本市では、多くの企業や大学が集積しているため、昼夜間人口比率¹¹が全国的に高い水準となっていることや交通の利便性の高さ等から、多くの人が集まりやすい環境となっています。その特性をいかして、持続可能な市内経済の実現を図るため、企業の支援・誘致や就職支援等を行い、誰もがやりがいを持って働くことができる環境の整備が求められます。

また、新たな産業用地を創出するとともに、市民の雇用機会の拡大や産業の活性化に資する経済波及効果の高い産業の誘致が必要です。

さらに、スポーツ・文化芸術などの地域資源を最大限活用した高付加価値型¹²の産業・事業を創出するとともに、人口減少に伴い、人材や労働力が希少となることを見込んで、地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを推進することが求められます。

厚木市の夜間人口、昼間人口、昼夜間人口比率の推移



年次		夜間人口(人)	昼間人口(人)	昼夜間人口比率	流入超過
1985年	S60	175,570	203,334	115.8%	27,764
1990年	H2	196,613	234,055	119.0%	37,442
1995年	H7	208,578	249,056	119.4%	40,478
2000年	H12	217,352	253,488	116.6%	36,136
2005年	H17	221,840	254,496	114.7%	32,656
2010年	H22	224,420	257,772	114.9%	33,352
2015年	H27	225,714	260,884	115.6%	35,170
2020年	R2	223,705	268,195	119.9%	44,490

¹¹ 夜間人口に対する昼間人口の割合。100%を超過すると、昼間人口の方が多く、他自治体からの通勤・通学者数が他自治体への通勤・通学者数を上回っていることを示している。

¹² 高い機能、新しい機能、使いやすさ、使い心地、デザインの良さなど、利用者にとっての価値を高めること。

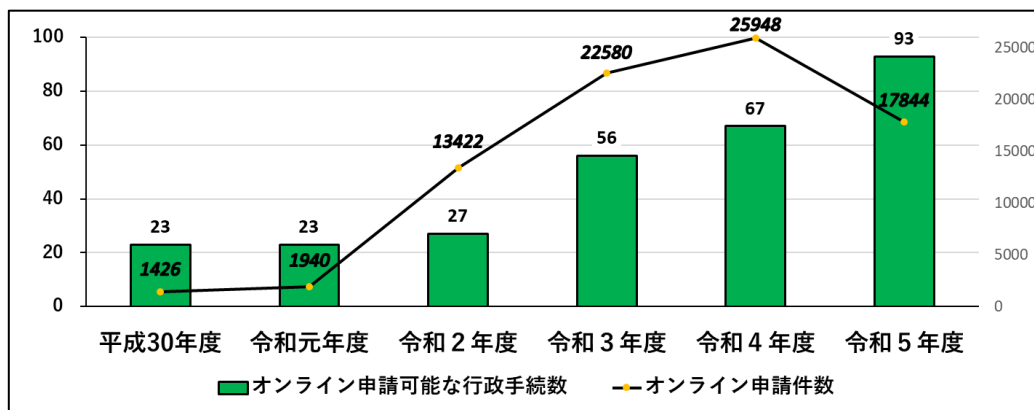
(10) デジタル

コロナ禍を契機に行政手続のオンライン化が進んだことにより、デジタル化による市民の利便性向上、行政サービスの効率化を図る取組やDX推進による地域の課題解決や魅力向上などの取組が必要となります。

また、デジタル技術の進展により、年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが利便性を享受できるデジタル社会の実現が求められていることから、デジタル機器やデジタルサービスの不慣れな方に対して、機器の操作方法等の支援を行う相談窓口を設置するなど、情報格差に配慮した取組が必要です。

今後、更に少子高齢化や人口減少が進み、行政の人的資源も減少していきます。一方で、市民の生活スタイルやニーズは多様化しています。こうした中、市民がデジタル化の恩恵を実感できるよう、オンライン申請の拡充やフロントヤード¹³の改革を進めるなど、市民サービスの向上を図るとともに、デジタル機器や業務システムの整備、生成AI¹⁴の更なる活用などによる業務効率化を推進し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが求められます。

オンライン申請可能な行政手続数、オンライン申請件数の推移



¹³ 住民と行政との接点

¹⁴ 様々なコンテンツを新たに生み出す人工知能（AI）のことで、データから学習したパターンや関係性を活用し、テキスト、画像、動画、音声など多岐にわたるコンテンツを新たに生成することができる。

(11) SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGsの理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。



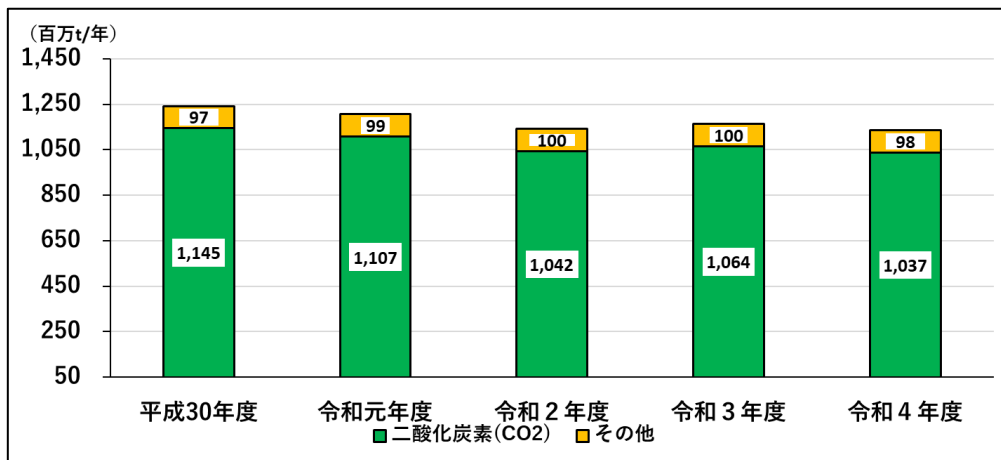
出典：国際連合広報センター

(12) カーボンニュートラル

平成27(2015)年にパリ協定¹⁵が採択され、世界共通の長期目標として、平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされています。これを受け令和2(2020)年10月、国は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、本市においても令和3(2021)年に「ゼロカーボンシティ」を表明しています。カーボンニュートラルの達成に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が引き続き取り組む必要があります。

特にエネルギー由来の温室効果ガス¹⁶の排出を抑制するため、化石燃料¹⁷から再生可能エネルギー¹⁸等のクリーンエネルギー中心に転換し、エネルギー安定供給確保と経済成長・脱炭素の実現(GX)を目指し、再エネ・省エネ・蓄エネを推進する取組が求められます。

全国の温室効果ガス排出量



¹⁵ 令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。

¹⁶ 温室効果をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など

¹⁷ 石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源

¹⁸ 太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなどの温室効果ガスを排出せずに生産できるエネルギー

本市における人口の見通しと まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、本市における人口の現状分析及び将来展望に基づき、まちづくりを進めていく必要があります。本章では、本市における人口の見通し及び人口の将来展望の実現に向けて本市が取り組む施策を位置付けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について記載します。

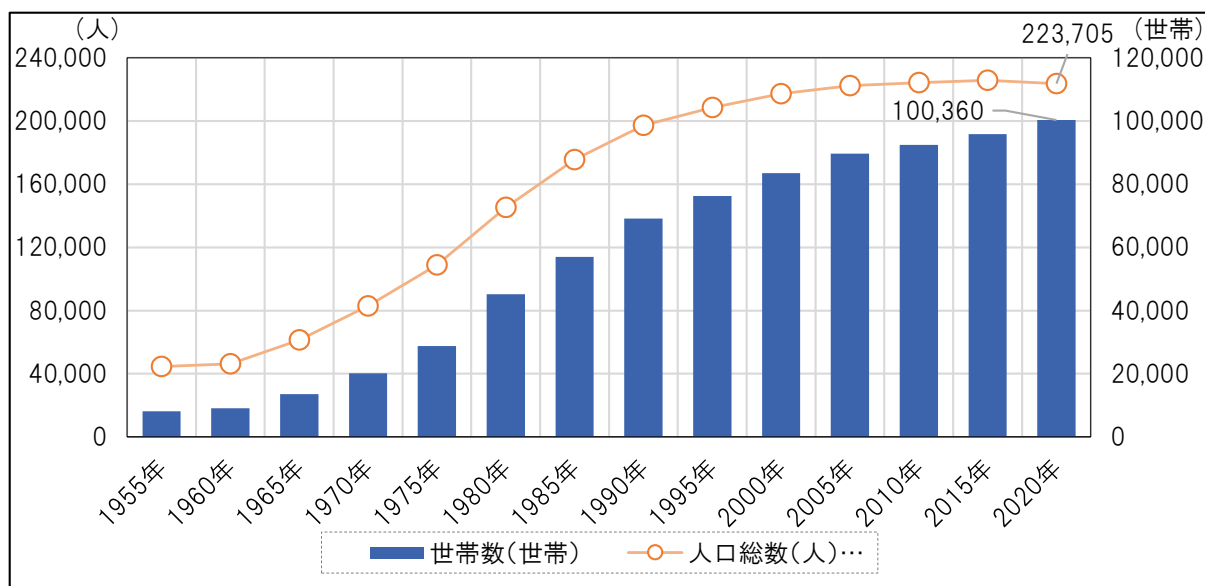
1 人口の推移

(1) 長期的な推移

人口総数は、昭和30(1955)年以来長らく増加が続いていましたが、近年では横ばいで推移しています。令和2(2020)年では223,705人となっています。

世帯数は、一貫して増加が続いています。令和2(2020)年では100,360世帯となっています。

人口総数及び世帯数の長期的な推移



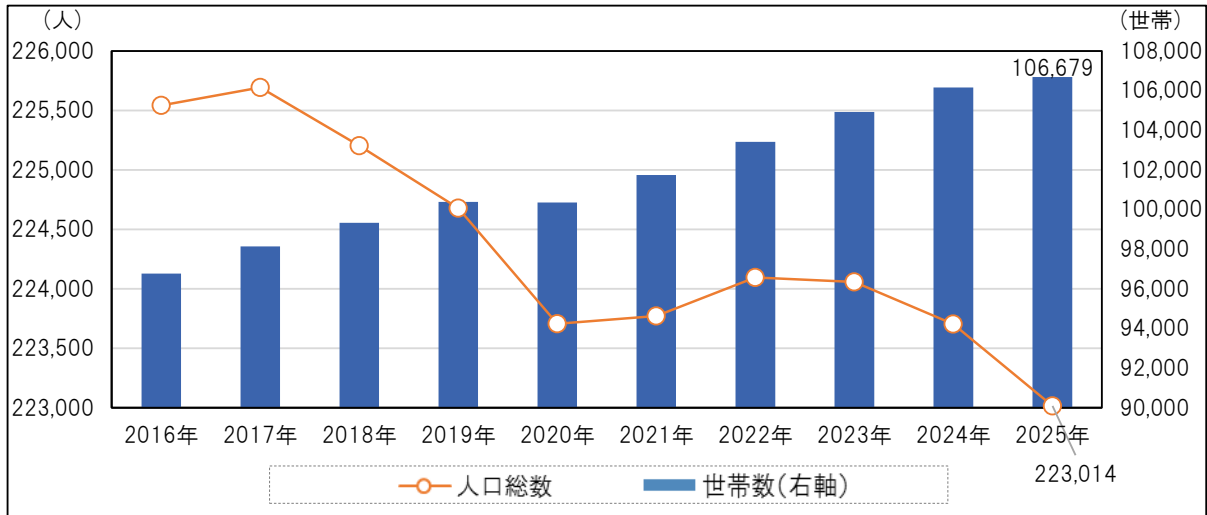
年次		人口総数(人) (年齢不詳含む)	世帯数(世帯)
1955年	S30	44,551	8,127
1960年	S35	46,239	9,029
1965年	S40	61,383	13,521
1970年	S45	82,888	20,202
1975年	S50	108,955	28,809
1980年	S55	145,392	45,197
1985年	S60	175,600	57,021
1990年	H2	197,283	69,187
1995年	H7	208,627	76,287
2000年	H12	217,369	83,525
2005年	H17	222,403	89,740
2010年	H22	224,420	92,476
2015年	H27	225,714	95,824
2020年	R2	223,705	100,360

(2) 直近 10 年の推移

直近 10 年の人口総数は、令和 2 (2020) 年に大きく減少し、そこから令和 4 (2022) 年にかけて一旦微増したものの、10 年間を通して見ると減少傾向が続いています。

直近 10 年の世帯数は、令和 2 (2020) 年に一旦横ばいになったものの、一貫して増加傾向が続いています。

人口総数及び世帯数の直近 10 年の推移



年次		人口総数 (人) (年齢不詳含む)	世帯数(世帯)
年次		人口総数	世帯総数(右軸)
2016年	H28	225,541	96,767
2017年	H29	225,693	98,145
2018年	H30	225,204	99,336
2019年	R1	224,677	100,377
2020年	R2	223,705	100,360
2021年	R3	223,771	101,734
2022年	R4	224,095	103,411
2023年	R5	224,058	104,921
2024年	R6	223,704	106,153
2025年	R7	223,014	106,679

(3) 年齢4区分別の推移

年少人口は、平成 2 (1990) 年以降緩やかに減少し、平成 17 (2005) 年に老年人口と、令和 2 (2020) 年には後期高齢者人口とほぼ同数となりました。令和 2 (2020) 年には 26,156 人となっており、人口総数の 11.7% を占めています。

生産年齢人口は、平成 17 (2005) 年以降緩やかに減少しています。令和 2 (2020) 年には 136,825 人となっており、人口総数の 61.2% を占めています。

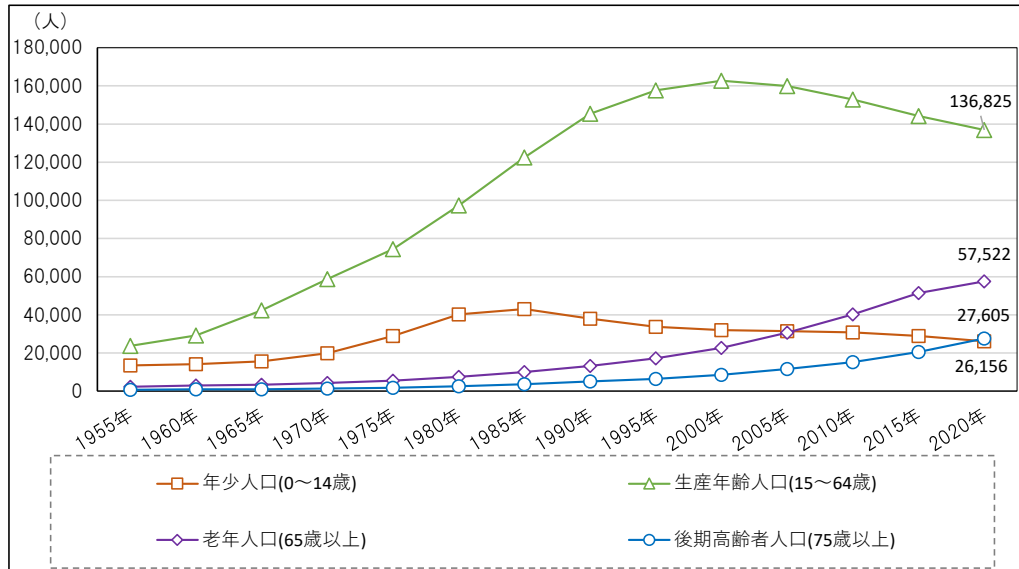
老年人口は、一貫して増加を続け、令和 2 (2020) 年には 57,522 人となっており、人口総数の 25.7% を占めています。特に、平成 2 (1990) 年以降は急速に増加しており、平成

27(2015)年以降、人口総数に対する老年人口の割合(以下「高齢化率」という。)は21%を超え、超高齢社会 に突入しています。

後期高齢者人口は、一貫して増加を続け、令和2(2020)年には27,605人となっており、人口総数の12.3%を占めています。

令和2(2020)年の高齢化率は25.7%であり、神奈川県全体の高齢化率(25.0%)とほぼ同水準であり、全国の高齢化率(28.0%)よりも、やや低い水準となっています。

年齢4区分別人口の長期的な推移



年齢4区分別人口の長期的な推移

年次		人口総数 (年齢不詳 含む) (人)	年少人口 (0～14歳) (人)	生産年齢人口 (15～64歳) (人)	老年人口 (65歳以上) (人)	後期高齢者 人口 (75歳以上) (人)	年齢不詳 (人)
1955年	S30	39,409	13,424	23,672	2,313	707	0
1960年	S35	46,239	14,094	29,244	2,901	907	0
1965年	S40	61,383	15,640	42,417	3,326	1,036	0
1970年	S45	82,888	19,841	58,697	4,350	1,315	0
1975年	S50	108,955	28,989	74,410	5,551	1,735	5
1980年	S55	145,392	40,303	97,406	7,543	2,501	140
1985年	S60	175,600	43,088	122,450	10,032	3,667	30
1990年	H2	197,283	37,973	145,430	13,210	5,111	670
1995年	H7	208,627	33,743	157,581	17,254	6,484	49
2000年	H12	217,369	32,030	162,648	22,674	8,559	17
2005年	H17	222,403	31,394	159,856	30,590	11,559	563
2010年	H22	224,420	30,734	152,804	40,201	15,268	681
2015年	H27	225,714	28,919	144,236	51,432	20,500	1,127
2020年	R2	223,705	26,156	136,825	57,522	27,605	3,202

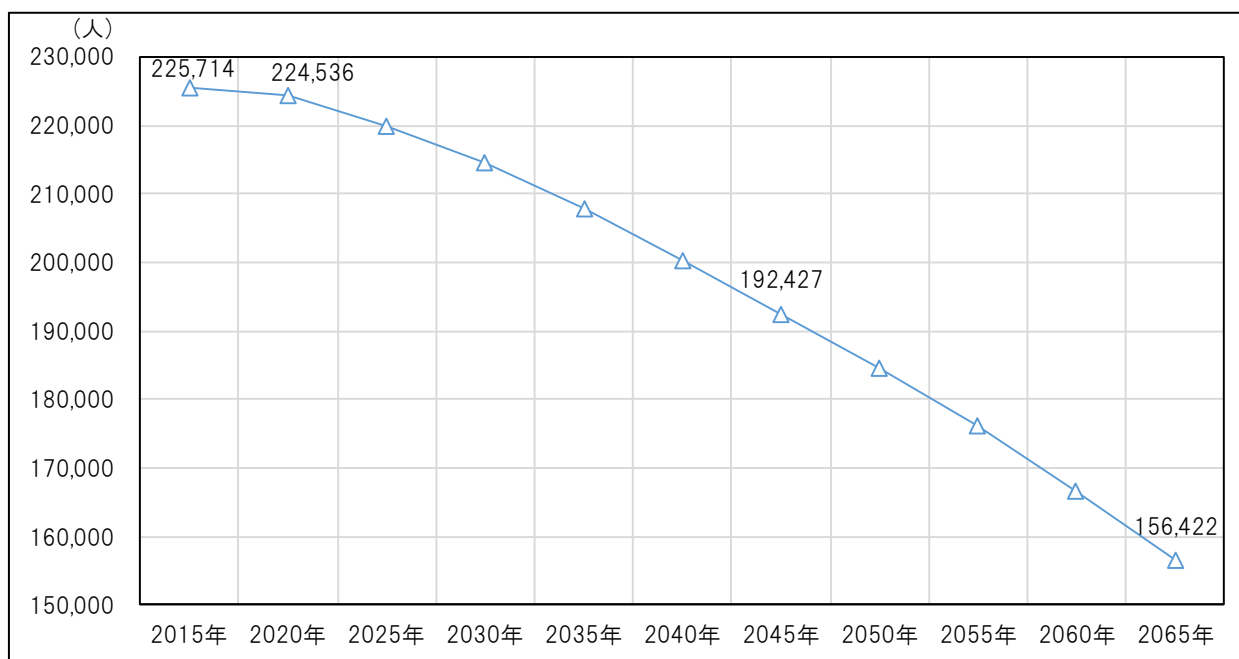
年次		年少人口 割合	生産年齢 人口割合	老年人口 割合	後期高齢者 人口割合
1955年	S30	34.1%	60.1%	5.9%	1.8%
1960年	S35	30.5%	63.2%	6.3%	2.0%
1965年	S40	25.5%	69.1%	5.4%	1.7%
1970年	S45	23.9%	70.8%	5.2%	1.6%
1975年	S50	26.6%	68.3%	5.1%	1.6%
1980年	S55	27.7%	67.0%	5.2%	1.7%
1985年	S60	24.5%	69.7%	5.7%	2.1%
1990年	H2	19.2%	73.7%	6.7%	2.6%
1995年	H7	16.2%	75.5%	8.3%	3.1%
2000年	H12	14.7%	74.8%	10.4%	3.9%
2005年	H17	14.1%	71.9%	13.8%	5.2%
2010年	H22	13.7%	68.1%	17.9%	6.8%
2015年	H27	12.8%	63.9%	22.8%	9.1%
2020年	R2	11.7%	61.2%	25.7%	12.3%

2 人口の将来推計 ※現行の人口ビジョンの内容を仮置き

(1) 将来人口推計

「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠」の推計に基づき、厚木市が将来人口について独自に行った推計（厚木市推計）では、令和27(2045)年に192,427人、令和47(2065)年に156,422人となることが見込まれます。

厚木市推計（人口総数）



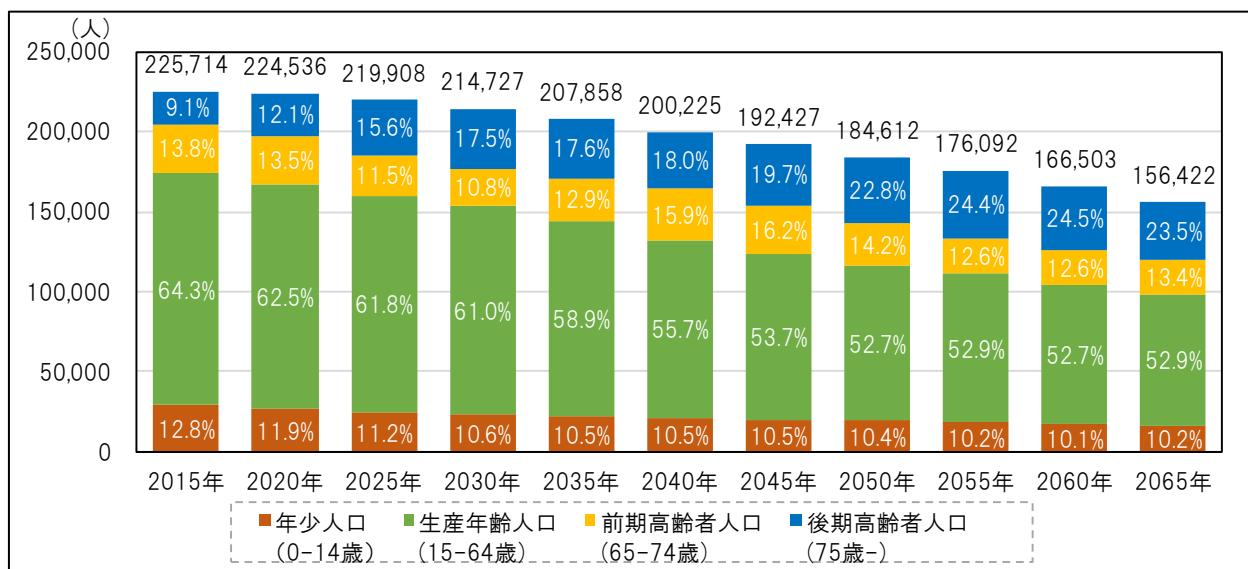
年少人口の構成割合は、平成 27(2015)年の 12.8%から令和 27(2045)年には 10.5%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和 47(2065)年には 10.2%となることを見込まれます。

生産年齢人口の構成割合は、平成 27(2015)年の 64.3%から令和 27(2045)年には 53.7%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和 47(2065)年には 52.9%となることを見込まれます。

老年人口の構成割合は、平成 27(2015)年の 22.9%から令和 27(2045)年には 35.9%へと上昇することが見込まれています。その後、上昇傾向は弱まり、令和 47(2065)年には 36.9%となることを見込まれます。

後期高齢者人口は、平成 27(2015)年の 9.1%から令和 27(2045)年には 19.7%へと上昇することが見込まれます。その後、令和 47(2065)年には 23.5%へと大幅に上昇することが見込まれます。

厚木市推計（年齢4区分別人口）

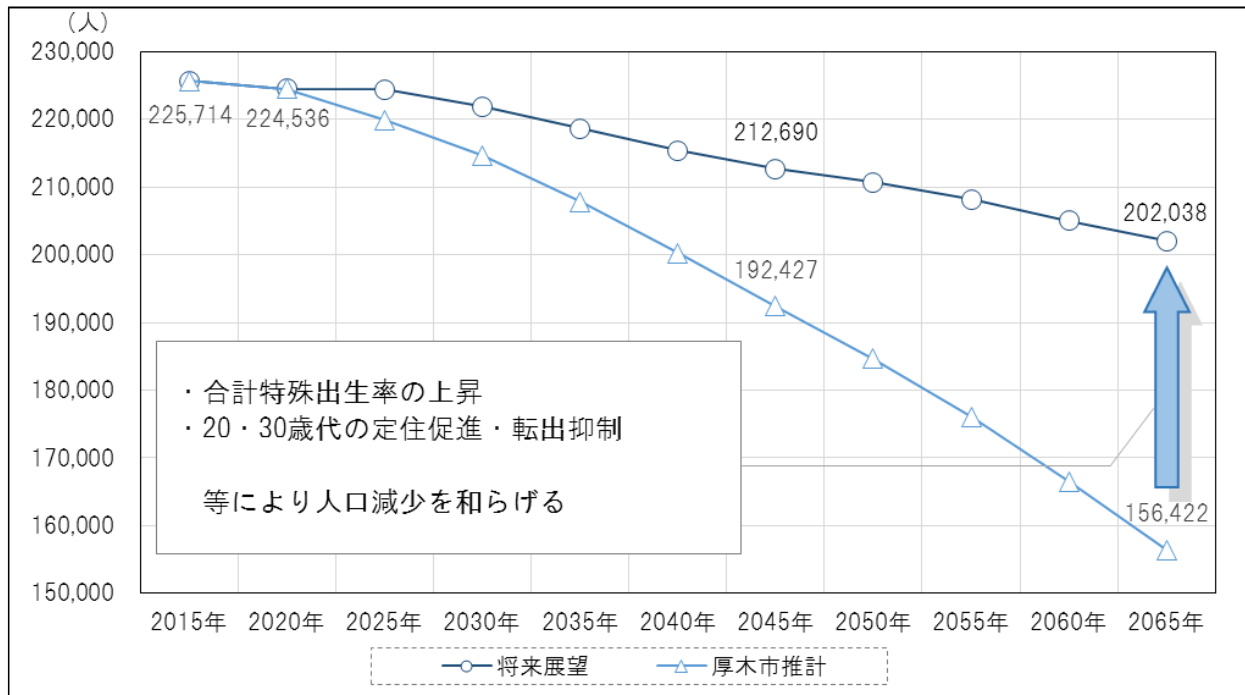


年次	厚木市推計 (人)	年少人口 (0-14歳) (人)	生産年齢 人口 (15-64歳) (人)	老年人口 (65歳-) (人)	後期高齢者 人口(75歳-) (人)	年少人口 割合	生産年齢 人口 割合	老年人口 割合	後期高齢者 人口割合
2015年 H27	225,714	28,952	145,047	51,715	20,630	12.8%	64.3%	22.9%	9.1%
2020年 R02	224,536	26,751	140,243	57,542	27,207	11.9%	62.5%	25.6%	12.1%
2025年 R07	219,908	24,549	135,917	59,442	34,246	11.2%	61.8%	27.0%	15.6%
2030年 R12	214,727	22,858	131,087	60,782	37,567	10.6%	61.0%	28.3%	17.5%
2035年 R17	207,858	21,795	122,481	63,582	36,672	10.5%	58.9%	30.6%	17.6%
2040年 R22	200,225	20,965	111,427	67,833	36,006	10.5%	55.7%	33.9%	18.0%
2045年 R27	192,427	20,131	103,285	69,011	37,928	10.5%	53.7%	35.9%	19.7%
2050年 R32	184,612	19,122	97,330	68,160	42,002	10.4%	52.7%	36.9%	22.8%
2055年 R37	176,092	17,974	93,106	65,012	42,894	10.2%	52.9%	36.9%	24.4%
2060年 R42	166,503	16,874	87,758	61,871	40,817	10.1%	52.7%	37.2%	24.5%
2065年 R47	156,422	15,939	82,800	57,683	36,704	10.2%	52.9%	36.9%	23.5%

(2) 人口の将来展望

合計特殊出生率の上昇や 20・30 歳代の転入促進・転出抑制等に取り組むことにより、令和 27(2045)年では 212,690 人、令和 47(2065)年では 202,038 人をそれぞれの年次の目標人口とします。

厚木市推計と将来展望



年少人口の構成割合は、平成 27(2015)年の 12.8%から下降傾向となり、合計特殊出生率上昇の効果が発現する令和 17(2035)年以降は上昇に転じることを見込んでいます。

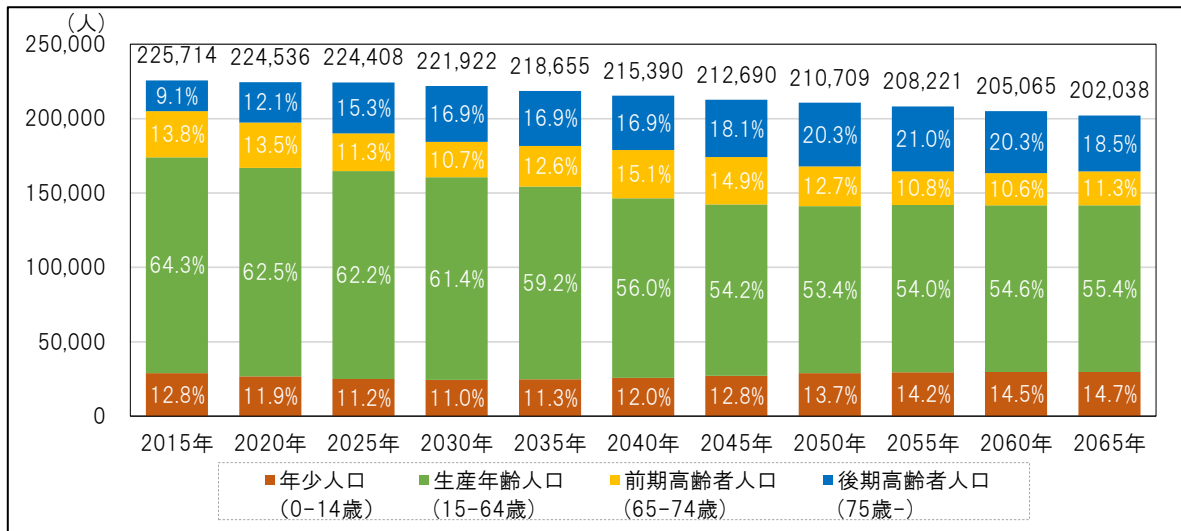
生産年齢人口の構成割合は、平成 27(2015)年の 64.3%から令和 27(2045)年には 54.2%に下降した後は下降傾向が弱まり、令和 47(2065)年には 55.4%となることを見込んでいます。

老年人口の構成割合は、平成 27(2015)年の 22.9%から令和 27(2045)年には 33.0%に上昇した後、令和 47(2065)年には 29.9%へと下降することを見込んでいます。

後期高齢者人口の構成割合は、平成 27(2015)年の 9.1%から令和 27(2045)年には 18.1%に上昇し、令和 37(2055)年に 21.0%でピークに達した後、令和 47(2065)年に 18.5%に下降することを見込んでいます。

施策の効果を見込まない厚木市推計による将来人口よりも、将来展望では、年少人口が増加し、生産年齢人口の減少が和らぐことにより、人口構成の急激な変化が緩和されます。

将来展望（年齢4区分別人口）



年次	推計人口 総数 (人)	年少人口 (0-14 歳) (人)	生産年齢 人口 (15-64歳) (人)	老年人口 (65歳-) (人)	後期高齢 者人口 (75歳-) (人)	年少人口 割合	生産年齢 人口 割合	老年人口 割合	後期高齢者 人口 割合
2015年 H27	225,714	28,952	145,047	51,715	20,630	12.8%	64.3%	22.9%	9.1%
2020年 R02	224,536	26,751	140,243	57,542	27,207	11.9%	62.5%	25.6%	12.1%
2025年 R07	224,408	25,041	139,639	59,728	34,278	11.2%	62.2%	26.6%	15.3%
2030年 R12	221,922	24,341	136,279	61,302	37,601	11.0%	61.4%	27.6%	16.9%
2035年 R17	218,655	24,733	129,547	64,375	36,909	11.3%	59.2%	29.4%	16.9%
2040年 R22	215,390	25,778	120,696	68,916	36,435	12.0%	56.0%	32.0%	16.9%
2045年 R27	212,690	27,190	115,226	70,274	38,556	12.8%	54.2%	33.0%	18.1%
2050年 R32	210,709	28,791	112,445	69,473	42,791	13.7%	53.4%	33.0%	20.3%
2055年 R37	208,221	29,507	112,409	66,305	43,733	14.2%	54.0%	31.8%	21.0%
2060年 R42	205,065	29,687	112,003	63,375	41,625	14.5%	54.6%	30.9%	20.3%
2065年 R47	202,038	29,735	111,957	60,346	37,443	14.7%	55.4%	29.9%	18.5%

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 計画の趣旨

国は、人口減少時代の中、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に対応するため、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び国の5か年の政策目標・施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本市においても、国の取組を踏まえ、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」を策定するとともに、厚木市の実情に応じた人口減少を和らげるための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展を目指して取組を進めてきました。

(2) 総合計画と総合戦略の関係

厚木市総合計画は、急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐため、将来の目標人口を設定し、本市が取り組む全ての施策を位置付け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための計画です。

一方、総合戦略は、人口ビジョンの現状分析を踏まえ、「まち」「ひと」「しごと」の三つの視点での方向性・施策をまとめたものです。人口ビジョンで掲げた人口の将来展望の実現に向けた分野横断的な取組を位置付けています。

このように、両計画では人口減少という直面する大きな課題に対する施策を位置付け、その克服に向けた取組を進めていることから、中長期的な施策の方向性など共通する考え方を有しています。

(3) 総合計画と総合戦略の一体化

総合戦略については、人口減少・超高齢社会への対応を始め、総合計画におけるまちづくりの方向性と共通する目標を有していることから、第11次総合計画と一体化し、計画の推進・進捗管理等を一体的に行うことにより、より効果的・効率的な運用を図っていかうとするものです。

長期ビジョン

本章では、総合計画を構成する「長期ビジョン」及び「アクションプラン」のうち、「長期ビジョン」についてお示しします。「長期ビジョン」とは、本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりの目標（政策）や施策の方針、施策体系を定めるものです。

1 将来都市像

つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-

A ^{アンビシャス} (Ambitious)・・・未来を切り拓く

T ^{トゥゲザー} (Together)・・・共に創る、育む

S ^{セーフ} (Safe)・・・安心と安全

U ^{ユニーク} (Unique)・・・ほかにはない

G ^{グリーン} (Green)・・・自然と共に

I ^{インスパイア} (Inspire)・・・創造と発見

【未来へのメッセージ】

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指します。

自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。

2 将来の目標人口

全国で人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、今後、本市においても人口は更に減少していくことが見込まれています。当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策を計画的に取り組むとともに、人口減少に対する分野横断的な取組を進めることで、令和17(2035)年の人口を217,000人とすることを目指します。

3 土地利用の方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、県央地域における拠点都市として発展を遂げてきました。

今後、人口減少・少子高齢社会の更なる進展のほか、発生が懸念されている都心南部直下地震や激甚化する気象災害など、様々な課題への対応が求められています。

土地利用については、都市的土地利用と自然的土地利用のバランスを図りながら、次の視点で計画的に進めます。

【土地利用の視点】

(1) 持続的に発展し続けるための土地利用

市内の広域をカバーするバス路線をいかした、コンパクト・プラス・ネットワーク¹⁹型の都市づくりの更なる充実を図り、誰もが快適に暮らすことができる生活空間を創造するとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、新たな産業の創出や新たな産業拠点の整備、

¹⁹ 人口減少、高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、市民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連係して、コンパクトなまちづくりを進めること

広域的な交流による都市活力の活性化を図るなど、地域の個性や魅力をいかながら、持続的に発展し続けるための土地利用を進めます。

(2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用

市民の生活に潤いとゆとりを与え、多様な生物が生息する本市の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくとともに、農地の適正管理と保全を図ります。また、農地が有する多面的な機能を活用し、豊かな自然と生活空間が調和した土地利用を進めます。

(3) 安心・安全を実現するための土地利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進に向け、災害リスクを考慮した土地利用を進めます。

土地利用方針図を入れる

4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

（1）目的

将来都市像を実現するためには、将来にわたって活力あるまちであり続ける必要があることから、市民が厚木に愛着と誇りを持てるとともに、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めるため、三つの戦略を掲げ重点プロジェクトを位置付けます。

（2）位置付け

重点プロジェクトは、将来の目標人口を含む将来都市像や人口ビジョンにおける人口の将来展望の実現を図るため、重点的に取り組む施策を分野横断的に推進することから、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けるものです。

（3）構成

まちづくりの新たな局面への対応を図るための三つの戦略と、各戦略に応じた重点プロジェクトや取組により構成します。

また、各戦略には達成度合いを測る数値目標を設定するとともに、重点プロジェクトの進捗を測る重要業績評価指標（KPI）を設定し、総合計画と一体的に効果検証を行っていきます。

（4）三つの戦略

将来にわたって魅力あるまちであり続けるためには、人・技術・自然がつながり、まちに活気があふれ、誰もが未来に希望を持ち、本市に住む全ての人が幸せを実感できるまちづくりが必要と考えます。

将来都市像の実現に向けては、施策を戦略的に進める必要があり、「魅力」「幸せ」「発展」をキーワードとする三つの戦略を掲げ、分野横断的に取り組む重点プロジェクトを位置付けます。

【戦略】	【重点施策】
戦略1（住みたいまち） 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる	①新たな人の流れを生み出すまちづくり ②新たな発見がある魅力的なまちづくり
数値目標 転入超過数	③穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり
戦略2（育てたいまち） こども・若者一人一人が幸せに暮らし続けられるまちをつくる	①出産・子育ての希望がかなう環境づくり ②こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり
数値目標 0～4歳人口	③つながり支え合う地域づくり
戦略3（働きたいまち） 地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる	①暮らしとまちを支える産業のまちづくり ②人にも企業にも選ばれるまちづくり
数値目標 事業所数 従業者数 法人均等割納税義務者数	③誰もがいつまでも活躍できる環境づくり

戦略1 (住みたいまち)

厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

魅力あるまちとは、誰もが訪れたくなり、住みたい、住み続けたいと思えるまちであると考えます。本市の玄関口となる中心市街地等を核とした新たな人の流れを生み出す空間づくりや、訪れるたびに新たな発見がある場の創出、いつまでも穏やかに暮らし続けられる環境づくりにより、住む人が誇りを持てる「魅力」あるまちをつくります。

【重点施策】

①新たな人の流れを生み出すまちづくり

市内外のあらゆる世代から選ばれるまちを目指し、本厚木駅北口周辺や本庁舎敷地跡地を一体的かつデザイン・機能性に優れた街並みに再整備するとともに、愛甲石田駅周辺を心地よい時間を過ごせるエリアとして整備し、新たな人の流れを生み出すまちづくりを進めます。

②新たな発見がある魅力的なまちづくり

誰もが訪れたくなるまちを目指し、スポーツ、文化芸術、歴史、観光など、本市に眠っているあらゆる資源を掘り起こし磨き上げることで、新たな発見や感動を得られるまちづくりを進めます。

③穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり

誰もが安心して過ごせるまちを目指し、災害による被害を最小限に抑える備えの充実を図るとともに、犯罪を起こさせない環境をつくることで、いつまでも安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

【数値目標】

	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
転入超過数	1,199人 (令和5(2023)年)		

戦略2 (育てたいまち)

こども・若者一人一人が幸せに暮らし続けられるまちをつくる

幸せに暮らし続けられるまちとは、こども・若者一人一人が自分らしく生活を送れるまちであると考えます。妊娠から出産、こどもの成長過程における切れ目のない支援や、こどもたちの可能性を引き出し自ら学び成長する教育環境の充実、地域でこどもを育てる環境づくりにより、こども・若者だけでなく、女性にも選ばれる、住む人全てが「幸せ」を感じられるまちをつくります。

【重点施策】

①出産・子育ての希望がかなう環境づくり

結婚・妊娠・出産の希望がかなえられるまちを目指し、結婚への第一歩となる若い世代の出会いを支援するとともに、妊娠から出産、子育て期に応じた支援の充実を図るなど、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

②こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり

こどもたちが個性を発揮し輝けるまちを目指し、一人一人に合わせた効果的な学びを得ることができる学校活動の充実を図るとともに、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設の維持・向上に取り組むなど、こどもたちが自分らしく成長できるまちづくりを進めます。

③つながり支え合う地域づくり

地域でこどもが育つまちを目指し、地域課題を解決する活動を支援し、更なる市民協働に取り組むとともに、地域での学びを通じた人間関係の構築や地域社会の活性化を図るなど、つながり支え合うまちづくりを進めます。

【数値目標】

	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
0～4歳人口割合	3.0% (令和5(2023)年)		

戦略3 (働きたいまち)

地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

発展するまちとは、地球環境に配慮しつつ、人口減少社会においても経済・産業の活性化による豊かな社会をつくることで、市民一人一人が活力に満ちた生活を送れるまちであると考えます。経済基盤を支える産業の更なる成長や、市民の生活と企業活動を円滑にする利便性の高いまちづくり、住む人がいつまでも活躍できる環境づくりにより、将来にわたって持続可能な「発展」するまちをつくります。

【重点施策】

①暮らしとまちを支える産業のまちづくり

活力に満ちたまちを目指し、企業の誘致と既存企業の流出抑制を図るため、新たな産業拠点の創出や中小企業の経営支援に取り組むとともに、地域の食を支える農業を支援するなど、経済基盤が安定したまちづくりを進めます。

②人にも企業にも選ばれるまちづくり

利便性の高いまちを目指し、市民が快適に生活できる環境整備や企業活動を支える交通環境の充実を図るとともに、地球環境に配慮した取組を進めるなど、人・企業に選ばれるまちづくりを進めます。

③誰もがいつまでも活躍できる環境づくり

誰もが生き生きと暮らせるまちを目指し、急速に変化する社会や技術の進展に対応するための学び直しの機会を提供するとともに、いつまでも心身ともに健康を維持できる環境づくりなど、多様な人材が能力を発揮できるよう、希望に応じた柔軟な働き方ができるまちづくりを進めます。

【数値目標】

	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
事業所数	7,325事業所		
従業者数	152,128人		
法人均等割 納税義務者数			

5 まちづくりの目標（政策）

(1) Ambitious：子育て・教育

こどもたちが新しい時代の創り手として、自分らしく成長できるまちを未来につなげるため、こどもと保護者に寄り添う子育て支援、安心してこどもたちが育つための幼児教育・保育施設が充実した環境の整備、こどもの学びや成長する機会の充実、安心・安全で快適な学びの場の充実、こども一人一人に合わせた質の高い教育の提供などを推進し、こどもたちが未来を切り拓く創造力を育む環境をつくります。

(2) Together：福祉・健康・コミュニティ

住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを未来につなげるため、地域での見守り、つながり、支え合う環境づくり、生きがいや就労機会の創出、健康寿命²⁰の延伸に向けた取組、地域コミュニティ活動や生涯にわたる学びの機会の創出などを推進し、安心して生き生きと暮らせるまちを共に創り、育む環境をつくります。

(3) Safe：安心・安全

心穏やかに暮らせるまちを未来につなげるため、地震や風水害などの災害に対応するためのインフラ整備、自主防災隊²¹への支援などによる地域防災力の向上、市民の防犯意識向上と地域での見守り活動による犯罪の未然防止、交通安全意識の向上による交通事故の防止などを推進し、安心・安全に暮らせる環境をつくります。

(4) Unique：都市整備・産業

活力にあふれ機能性のある持続可能なまちを未来につなげるため、多様な都市機能の集積や交通結節機能²²の充実、広域的な道路ネットワークの優位性の活用、地域の特性に合わせた産業集積や農業振興、市内企業の商工業活動への支援などを推進し、市民の利便性の向上とまちの活性化につながるほかにはない都市空間の整備により、新しい価値を生み出す環境をつくります。

(5) Green：環境

都市と自然が調和するまちを未来につなげるため、地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進、ごみの適正排出によるごみの減量化・資源化、森林や里地里山、生物多様性の保全・回復に向けた啓発活動などを推進し、豊かな自然と共生する環境をつくります。

(6) Inspire：スポーツ・文化芸術・魅力

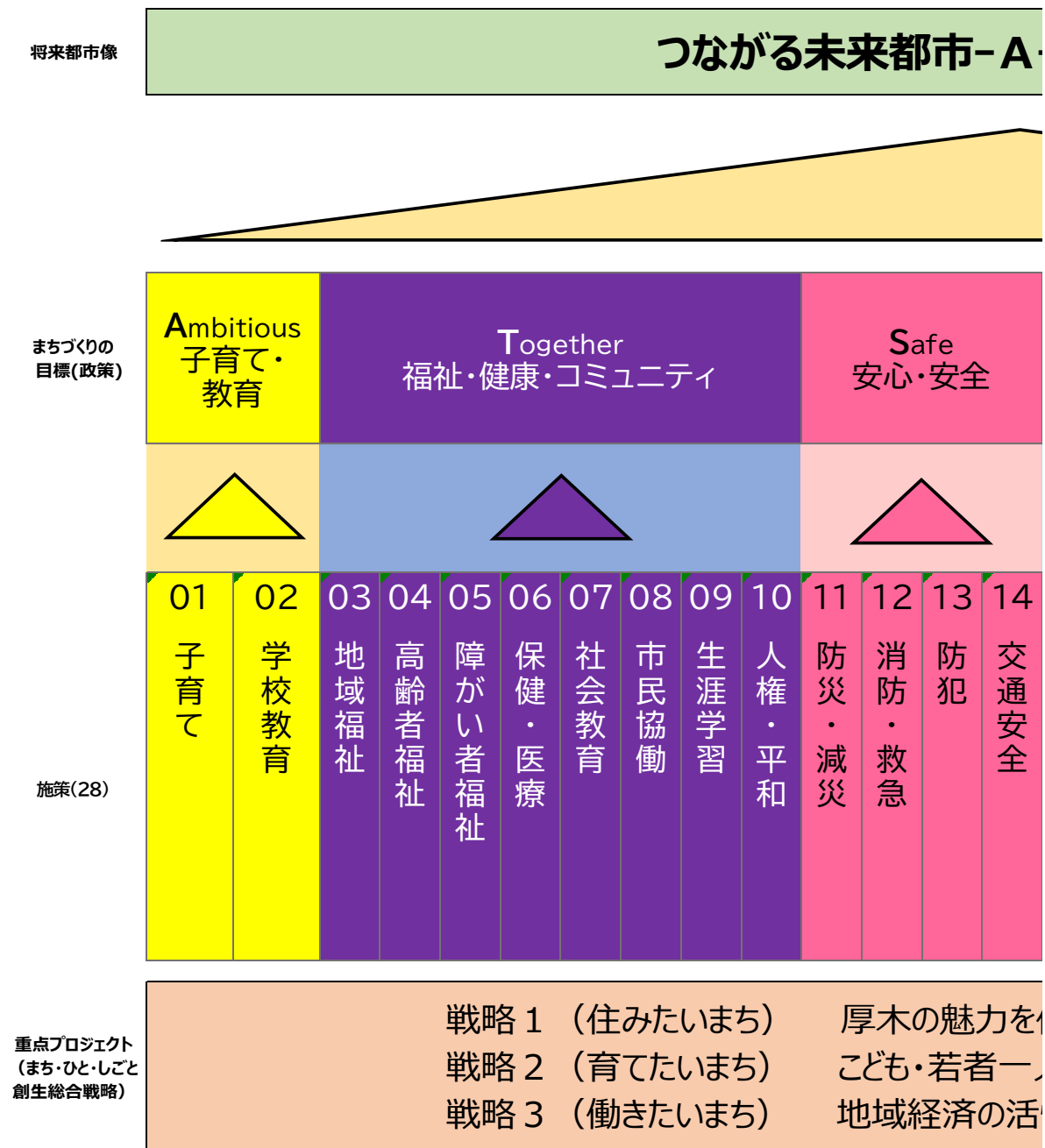
自分らしく心豊かに暮らせるまちを未来につなげるため、脈々と受け継がれている歴史や伝統文化の継承、誰もが気軽に芸術やスポーツに触れられる環境の整備、観光資源の磨き上げや発掘、これらの本市の魅力の効果的な発信を推進し、住む人や訪れる人が新たな創造と発見が得られる環境をつくります。

²⁰ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

²¹ 各地域で防災訓練等の自主防災活動を行う組織

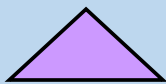
²² 異なる交通手段や複数の路線を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設（機能）のこと（鉄道駅、バスターミナルなど）。

6 施策



-T-S-U-G-I-



Unique 都市整備・産業							Green 環境			Inspire スポーツ・ 文化芸術・魅力			
													
15 都市・交通	16 道路	17 基盤整備	18 公園・緑地	19 産業・労働	20 商業	21 農業	22 温暖化対策	23 循環型社会	24 自然・生活環境	25 スポーツ	26 文化芸術	27 観光	28 魅力発信

伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる
 一人が幸せに暮らし続けられるまちをつくる
 性化により、発展し続けるまちをつくる

01	子育て
----	-----

【施策の目指す姿】

こども・若者が、きめ細かな子育てのサポートによって、自分らしく健やかに育っています。

【取組方針】

こどもたちの健やかで心豊かな成長を図るため、各種健診や相談、遊びや体験の機会と場の創出、居場所づくりなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

また、子育て当事者が安心して子育てができる環境を整えるため、幼児教育・保育施設の充実や経済的な支援などを実施します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
厚木市こども・若者みらい計画の重点施策の達成率	68.5% (令和5(2023)年度)	75.0%	80.0%
	目標値の方向		
こどもが切れ目のない支援によって、自分らしく健やかに育っていると思う市民の割合			
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・子育て当事者を温かく見守り、声掛けや必要に応じて手助けをする。 ・子育て支援事業やイベントに参加するとともに、SNSなどで情報を発信する。 ・青少年の体験・交流活動を支援する。 ・育休・産休の取得を理解し、協力する。 ・こどもの権利やこどもの最善の利益について理解を深める。	・従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・あつぎ家庭の日を啓発する。 ・男性の育児休業取得を進める。 ・妊娠・出産・子育て期に配慮した就業環境を整備する。

02	学校教育
----	------

【施策の目指す姿】

こどもたちが自ら学び成長する力を身に付け、未来を切り開く創造力を育てています。

【取組方針】

持続可能な社会の創り手を育成するため、主体的に学ぶ教育の推進、教職員の指導力の向上、安心・安全で快適な教育環境の整備などに一体的に取り組めます。

また、課題を抱えるこどもや保護者への相談・支援体制を強化し、学校教育を通じて心身の健康や幸福感を高め、ウェルビーイングの向上を図ることで、誰もが学びやすい環境を実現します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
全国学力・学習状況調査「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合の全国平均と本市平均の比較	児童 -0.6 ポイント 生徒 -4.6 ポイント	児童 +1.0 ポイント 生徒 +1.0 ポイント	児童 +2.0 ポイント 生徒 +2.0 ポイント
	目標値の 方向		
こどもたちが自ら学び成長する力を身に付けられていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・ こどもたちの登下校を見守る。 ・ 授業の補助など学習支援に協力する。 ・ 校内の草刈りや美化清掃など学びの場の整備に協力する。 ・ かけこみポイントに登録する。 ・ 児童生徒の社会体験や奉仕活動に協力する。 ・ 学校教育活動について理解を深め、協力する。	・ 経験や専門性をいかした授業支援や出前授業などを実施する。 ・ 児童生徒の社会体験や奉仕活動に協力する。 ・ かけこみポイントに登録する。

03	地域福祉
----	------

【施策の目指す姿】

地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加しています。

【取組方針】

「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進め、助け合える関係を構築します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	205 団体	400 団体	450 団体
	目標値の方向		
地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加していると思う市民の割合			
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・ ゆるやかな見守り活動を行う。 ・ 地域の人が集える居場所づくりを主催する。 ・ 交流の場に参加する。 ・ 困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。 ・ 地域福祉活動について理解を深め、参加・協力する。 ・ 日頃から住民同士の助け合いや支え合いを実践する。	・ 地域の見守り活動に協力する。 ・ 地域福祉活動について理解を深め、参加・協力する。

04	高齢者福祉
----	-------

【施策の目指す姿】

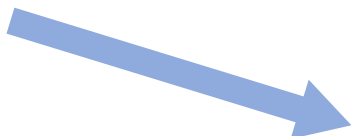
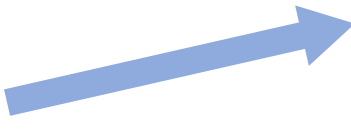
高齢者が多様な社会参加を通して、心身ともに健康で、生きがいを持って自分らしく暮らしています。

【取組方針】

高齢者の生きがいや就労機会の創出の取組を進め、社会参加の機会を提供します。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防と認知症に対する取組を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
要介護・要支援認定率の上昇幅			
	目標値の 方向		
高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・ 高齢者を支えるボランティア活動に参加する。 ・ 老いることについて理解を深める講座に参加する。 ・ 認知症について理解を深め、周囲の認知症の方を見守る。	・ 高齢者の雇用機会を拡大する。 ・ 従業員等に対して老いることについて理解を深める啓発を行う。 ・ 従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

05	障がい者福祉
----	--------

【施策の目指す姿】

障がい者が自立して自分らしく暮らしています。

【取組方針】

障がい者が自立した日常生活を営むことができるように、サービス内容の充実や人材の確保に取り組めます。

また、障がいに対する理解を深める機会を提供し、啓発を進めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点の登録数	39 事業所	58 事業所	63 事業所
	目標値の方向		
障がい者が安心して暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・障がい者を支えるボランティア活動に参加する。 ・障がいについて理解を深める講座に参加する。	・障がい者の雇用機会を拡大する。 ・従業員等に対して障がいについて理解を深める啓発を行う。 ・従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

06	保健・医療
----	-------

【施策の目指す姿】

健康づくりの取組や医療体制の充実により、全ての市民が健やかで心豊かに暮らしています。

【取組方針】

あらゆる医療ニーズに対応するため、地域の医療機関等との連携により、医療体制の更なる充実を図ります。

また、健康診査等の受診率の向上を図るとともに、保健・栄養指導、健康講座等による健康管理意識の高揚により、健康寿命の延伸に取り組めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
健康診査やがん検診、人間ドックを受けた市民の割合	81.7% (令和5(2023)年度)	88.0%	90.5%
	目標値の 方向		
健康づくりの取組や医療体制の充実により、心身ともに健康に暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・健康についての講座に参加する。 ・健康診査やがん検診を受ける。 ・かかりつけ医を持つ。 ・バランスの良い食事をとり、適度な運動を習慣付ける。 ・医療機関の適切な利用を心掛ける。	・施設内禁煙など健康に配慮した職場環境づくりやメンタルヘルス対策など、従業員の健康づくりを進める。 ・従業員に対して、健康管理に関する情報を提供する。 ・心身の健康についての相談窓口を周知する。 ・従業員等が心身の健康を保てるようワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・従業員の健康診査の受診を促進する。

07	社会教育
----	------

【施策の目指す姿】

知識や技能を習得するための学びを通して、市民が地域と関わり合いながら暮らしています。

【取組方針】

公民館における各種学級・講座、事業の充実や必要な機能、施設の整備により、公民館の地域コミュニティ活動や地域教育の拠点性の向上を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
公民館学級・講座参加者数	6,499 人 (令和5(2023)年度)	6,600 人	6,700 人
	目標値の 方向		
地域で行われる多様な学習機会の充実により、住民が地域課題を主体的に解決できていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・公民館での事業やイベントに参加する。 ・家庭教育やこどもの育ちを地域全体で支援するため、地域のこどもたちに関心を寄せ、あいさつや声掛けを行う。 ・青少年団体の育成や活動に協力する。	・地域での事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。

08	市民協働
----	------

【施策の目指す姿】

市民と市が互いに協力する市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題を解決しています。

【取組方針】

市民協働によるまちづくりを推進するため、ボランティア相談や公益的な活動等、市民活動団体の活動を支援します。

また、市民からの意見聴取の機会を設け、市民ニーズの的確な把握に努め、市政への反映に取り組めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市民協働事業の実施件数	493 件 (令和5(2023)年度)	518 件	543 件
	目標値の 方向		
市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題が解決できていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・パブリックコメントなどの市民参加手続きに参加する。 ・市民協働事業の企画提案を行う。 ・自治会活動に参加する。 ・地域の事業やイベントなどを開催する。 ・地域の事業やイベントなどに参加する。 ・厚木市インターネットモニターに参加する。	・地域活動に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・地域課題の解決に向けた取組への協力や活動に参加する。

09	生涯学習
----	------

【施策の目指す姿】

生涯を通じた様々な学びを通して、市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

様々な学習機会の提供、誰もが生涯学習活動に参加しやすい環境の整備等により、生涯にわたる学びや交流のできる環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
輝き厚木塾 ²³ 及びあつぎ協働大学 ²⁴ の受講者数 並びに図書館イベント参加者数	7,332 人	10,200 人	11,050 人
	目標値の 方向		
生涯を通じた様々な学びを通して、豊かな暮らしをしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・あつぎ協働大学や輝き厚木塾など生涯学習活動に参加する。 ・市立図書館を利用するなど、本に親しむ。	・サークル活動などの場で、指導者として教えることができる機会を設け、地域での学びに協力する。

²³ 市民が趣味や仕事などを通じて学んだことを同じ市民に教える事業。市民講師が自主計画、自主運営する学習スタイルの講座

²⁴ 市内の大学や企業と連携し、それぞれの特色や専門性が高い講座を提供する事業

10	人権・平和
----	-------

【施策の目指す姿】

市民一人一人が人権や平和を尊重する意識を持つことで、自分らしく暮らしています。

【取組方針】

学校や地域、家庭での人権教育を推進するとともに、啓発活動を充実させ、一人一人が人権を大切にする意識を育み、差別や偏見のない、明るく暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、平和について理解を深めるための取組を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
人権講座参加者の人権意識高揚度	97.3%	100%	100%
	目標値の 方向		
人権や平和を尊重する意識を持ち、自分らしく暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・多様性について理解を深める事業に参加する。 ・性別に関係なく、家事、育児、介護などを協力して行う。 ・国際交流事業やイベントに参加する。 ・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。 ・平和についての事業に参加する。	・性別などに関係なく、能力や適性をいかせる職場環境を整える。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・従業員等に対して多様性について啓発する。

11	防災・減災
----	-------

【施策の目指す姿】

防災・減災のためのまちの機能と、地域の実組や家庭での備えが充実しており、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

地震や風水害に備えた防災インフラ²⁵の整備及び耐震化の普及啓発を進めるとともに、市民が「自分の命は自分で守る」という防災意識を持ち、必要な準備を行うことができるよう、情報の周知や啓発を行います。

また、自主防災組織等への支援や避難所機能強化を通じて、地域防災力の強化を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
食料・飲料水などを備蓄している市民の割合	79.8%	85.0%	90.0%
	目標値の 方向		
災害への備えが充実しており、安心して暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・防災訓練に参加する。 ・家具の転倒防止や食料の備蓄など災害に対する備えを行う。 ・ハザードマップを確認する。 ・日頃から災害時の行動について話し合う。	・防災訓練を実施する。 ・災害に備えて、食料などを備蓄する。 ・災害時に、従業員の一斉帰宅の抑制などを行う。 ・災害時に、事務所などにおいて帰宅困難者を受け入れる。

²⁵ 災害による被害をできるだけ減らすため、洪水や土砂崩れ、津波などを直接的に防ぐ役割を持つ施設

12	消防・救急
----	-------

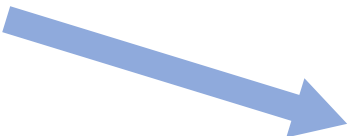
【施策の目指す姿】

火災、救急などの災害発生時にも素早く対応できる消防・救急体制が整っており、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

災害は複雑・多様化、大規模化する傾向にあり、消防の果たす役割は、より大きくなっていることから、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守り抜くため、消防力の充実・強化を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
出火率（人口1万人当たりの出火件数）	2.94 件 (令和5(2023)年度)	2.30 件	2.30 件
	目標値の 方向		
消防・救急体制が整っており、安心して暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・救命講習会に参加する。 ・調理中の火の扱いに注意するなど火の元に気を付ける。 ・消火器の設置や点検を行う。 ・住宅用火災警報器の設置や点検を行う。 ・救急車の適正な利用を心掛ける。	・救命講習会に参加する。 ・防火体制の整備など火災予防に取り組む。

13	防犯
----	----

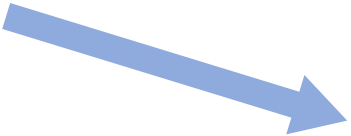
【施策の目指す姿】

犯罪を未然に防ぐために、地域の取組が活発化し、市民一人ひとりの防犯意識が向上することで、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

街頭犯罪や特殊詐欺などによる被害の未然防止及び犯罪の抑制を図るとともに、自主防犯意識の高揚を図るため、市民協働による防犯パトロールや防犯に関する広報啓発などの防犯活動に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
刑法犯認知件数 ²⁶	1,385 件	1,200 件	1,000 件
	目標値の 方向		
犯罪への備えが充実しており、安心して暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・ 地域の見守り活動へ参加する。 ・ 戸締りの徹底や防犯グッズの設置などの対策を日常生活の中で実践する。	・ 地域の見守り活動へ参加する。 ・ 地域と連携した防犯活動に参画する。 ・ 従業員に対して、特殊詐欺未然防止についての教育を行う。

²⁶ 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数

14	交通安全
----	------

【施策の目指す姿】

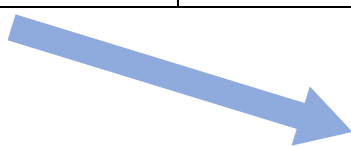
誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行しています。

【取組方針】

市内交通事故件数の減少のため、厚木警察署や交通関係団体と協力し、交通安全の啓発活動に取り組めます。

また、放置自転車の対策に取り組み、通行の安全確保を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
交通事故発生件数	618 件	559 件	500 件
	目標値の 方向		
誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行していると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・ 交通ルールやマナーを守る。 ・ 自転車の安全で適正な利用を心掛ける。 ・ 交通安全活動に参加する。	・ 交通安全の見回り活動を実施する。 ・ 従業員等に交通安全について啓発する。 ・ こどもたちの安全な登下校に協力する。 ・ 交通安全運動に参加する。

15	都市・交通
----	-------

【施策の目指す姿】

誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちになっています。

【取組方針】

都市機能の維持・誘導や、バス路線沿線への居住及び生活利便施設の緩やかな誘導を図り、生活利便性を高めるとともに、コミュニティ交通²⁷の導入・検討を図ります。

また、本厚木駅及び愛甲石田駅周辺においては、多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図るとともに、居心地が良く、歩いて楽しい市街地による魅力ある拠点の形成を目指します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
基幹的公共交通路線の徒歩圏カバー率 ²⁸	85.6% (令和5(2023)年度)	85.6%	85.6%
	目標値の 方向		
通勤や買物など日常生活における移動がスムーズにできていると思う市民の割合	56.0% (令和5(2023)年度)	58.5%	61.0%
	目標値の 方向		
移動や買い物など、生活が便利であると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・公共交通を積極的に利用する。 ・空き家の利活用に協力する。 ・まちづくりへの理解を深め、勉強会等に参加する。	・通勤手段として公共交通の利用を推奨する。 ・まちづくりへの理解を深め、勉強会等に参加する。

²⁷ 交通空白地域、不便地域の解消を図るために市町村等が主体的に計画する、路線バスを補完する乗り合いバスなどのこと。

²⁸ 全人口に対する公共交通カバー圏域（1日30本以上のバスが運行するバス停から300m圏と鉄道駅800m圏）に居住する人口の割合

16	道路
----	----

【施策の目指す姿】

効率的な道路環境の構築により、市民活動や産業活動が促進しています。

【取組方針】

道路の整備による走行性の向上や安全性の確保、防災機能の向上に取り組むとともに、橋りよう等の計画的な維持管理を実践します。

また、市内中心部に向かう交通集中により発生している渋滞の解消を図るため、交通の分散化による渋滞解消に取り組めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
道路改良及び新設道路の整備率	33.8%	48.4%	91.7%
	目標値の 方向		
安全で円滑な移動ができていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・道路や橋りように関する情報提供や維持管理に協力する。	・道路や橋りように関する情報提供や維持管理に協力する。

17	基盤整備
----	------

【施策の目指す姿】

魅力的な産業拠点の形成により、多くの企業が本市に進出し、活気のあるまちになっています。

【取組方針】

地域の個性をいかした土地利用を推進するとともに、計画的な都市基盤を整備するため、広域的な道路ネットワークの優位性をいかした新たな産業用地創出の取組を支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
土地区画整理事業施行認可の地区数	0 地区	3 地区	6 地区
	目標値の 方向		
新たな産業拠点が形成されていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・産業拠点の整備や地域活性化のための土地区画整理事業に対する理解を深め、協力をする。 ・まちづくりへの理解を深め、協議会やワークショップ等の協議の場に参加する。	・産業拠点の整備や地域活性化のための土地区画整理事業に対する理解を深め、協力をする。 ・まちづくりへの理解を深め、協議会やワークショップ等の協議の場に参加する。

18	公園・緑地
----	-------

【施策の目指す姿】

公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

市民の憩いや安らぎの場となる公園及び緑地の整備、改修を行うとともに、緑地の確保を進め、緑豊かな生活環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市民一人当たりの公園及び緑地面積	9.40 m ² /人	9.45 m ² /人	9.50 m ² /人
	目標値の 方向		
公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、豊かに暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・公園を適正に利用し維持管理に協力する。 ・緑を保全する意識を高める。	・公園を適正に利用し維持管理に協力する。 ・緑を保全する意識を高める。

19	産業・労働
----	-------

【施策の目指す姿】

市内企業や働く人への支援の充実により、企業活動が活発化し、市民が安心して働いています。

【取組方針】

中小企業支援や創業支援、企業誘致などにより市内企業の活動を力強く支援し、持続可能なまちづくりに資する強い産業を育みます。

また、補助制度や相談事業などの実施を通じて労働者の生活基盤や労働環境を整え、誰もが安心して生き生きと働けるまちづくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
企業立地件数	15 件	27 件	37 件
	目標値の 方向		
市内企業や働く人への支援の充実により、安心して働くことができると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・ あつぎ家庭の日には、家庭で過ごす。 ・ 自己の技術や能力の向上に努める。 ・ 経験をいかして起業に挑戦する。	・ 多様な人材を登用する。 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場環境を整える。 ・ あつぎ家庭の日を周知する。 ・ 企業間連携を推進する。

20	商業
----	----

【施策の目指す姿】

魅力的で活気ある市街地の形成により、市民が利便性の高い暮らしができています。

【取組方針】

空き店舗の活用やイベントの開催により、中心市街地のにぎわいを創出します。

また、市民や来訪者が立ち寄りたくなる、利便性が高く魅力ある商店街づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
中心市街地の歩行者数	100,327 人 (令和5(2023)年度)	102,336 人	104,340 人
	目標値の 方向		
魅力ある商店街・店舗が充実していると思う 市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・市内の商店街や店舗で買物をする。 ・祭りやイベントに参加し、市内店舗を利用する。	・祭りやイベントなどの機会を捉え、売上向上を図る。 ・子育てパスポートAYUCOサポーター店舗に登録する。 ・産学公連携による製品開発・技術開発を推進する。 ・職業体験への協力やインターンの受入を行う。

21	農業
----	----

【施策の目指す姿】

新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物により、市民の食事が豊かになっています。

【取組方針】

将来における食料の安定供給の確保に向け、担い手の育成・確保と多様な農業者による農業経営の安定化及び地産地消を推進するとともに、地域や関係団体と連携し、有害鳥獣による農作物被害を抑えます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内の農家戸数	1,640 戸 (令和2(2020)年度)	1,640 戸	1,640 戸
	目標値の 方向		
新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物を消費できていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・ 農業体験イベントに参加する。 ・ 地場産品を購入する。	・ 関係団体などは本市の農畜産物の知名度アップに向けたPRを行う。 ・ 関係団体などは農業に親しむ機会を提供する。 ・ 従業員等に対して本市の農畜産物を周知する。

22	温暖化対策
----	-------

【施策の目指す姿】

再生可能エネルギーの使用及びエネルギー使用の効率化が進み、市民が環境にやさしい暮らしをしています。

【取組方針】

2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロの社会を目指し、再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進、ライフスタイルの変革を進めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
CO2 削減割合 (2013 年度比)	16.0% (令和3(2021)年度)	50.0%	65.0%
	目標値の 方向		
再生可能エネルギーの使用やエネルギーの効率的な使用により、環境にやさしい暮らしをしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・環境学習やイベントに参加する。 ・節電などの省エネ行動を実践する。 ・再生可能エネルギーを導入する。 ・公共交通を積極的に利用する。 ・エコドライブを実践する。	・再生可能エネルギーを導入する。 ・事業活動の中で地球温暖化対策を取り入れる。

23	循環型社会
----	-------

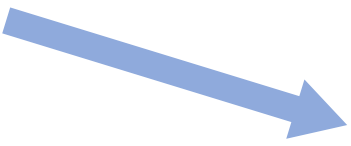
【施策の目指す姿】

ごみの減量化・資源化により、市民が環境への負荷の少ない暮らしをしています。

【取組方針】

家庭系ごみ²⁹及び事業系ごみ³⁰の減量化・資源化を推進するとともに、将来へ向けた安定的なごみ処理体制の確立に取り組めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
あつあいクリーンセンターにおける厚木市焼却量	177トン/日 (令和5(2023)年度)	171トン/日	165トン/日
	目標値の方向		
ごみの減量化・資源化に努め、環境への負荷の少ない暮らしをしていると思う市民の割合			
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・家庭ごみの減量に取り組むとともに、リサイクルを実践する。 ・ごみの分別を徹底する。	・事業系ごみの排出抑制と資源化を行う。 ・食品ロスを削減する。

²⁹ 一般家庭の日常生活に伴って生じたもの

³⁰ 事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの

24	自然・生活環境
----	---------

【施策の目指す姿】

豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりのある暮らしをしています。

【取組方針】

本市の豊かな自然を守り育むため、森林や里地里山の持つ多面的、公益的機能³¹の維持に向けた普及啓発や河川等の水質保全に努めるとともに、生物多様性の保全・回復に向けた啓発活動を促進します。

また、環境美化に関する啓発を進め、快適で美しい生活環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
里地里山 ³² 保全活動認定の対象面積	6.2ha	6.7ha	6.7ha
	目標値の 方向		
BOD(生物科学的酸素要求量) ³³ の環境基準点における環境基準達成率	100% (令和5(2023)年度)	100%	100%
	目標値の 方向		
美しい自然環境が身近にあり、豊かな暮らしをしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、外来生物の発見・駆除への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 ・森林ボランティア活動に参加する。 ・ポイ捨て防止や喫煙マナーを守る。	・生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、生物多様性の意味等の普及啓発への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 ・森林ボランティア活動に参加する。 ・ポイ捨て防止や路上喫煙禁止についての啓発活動を行う。 ・事業所周辺における清掃活動を行う。

³¹ 土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全など、安全で快適な生活を送るために欠かせない環境保全機能

³² 自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域

³³ 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の水質汚濁を測る代表的な指標

25	スポーツ
----	------

【施策の目指す姿】

スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実しており、市民がスポーツを通して豊かに暮らしています。

【取組方針】

誰もが自発的に様々な形でスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツイベントの拡充や施設の整備及び充実に取り組みます。

また、トップアスリートの育成及び指導者の育成を支援し、競技スポーツ活動を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
公共スポーツ施設の利用者数	1,368,187 人 (令和5(2023)年度)	1,600,000 人	1,800,000 人
	目標値の 方向		
スポーツをする、みる、支えることを通して豊かに暮らしていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・スポーツ活動に参加する。 ・自身のスポーツに関する経験や知識などをいかし、スポーツ活動に協力する。 ・スポーツチームを観戦・応援する。	・スポーツイベントを開催する。 ・スポーツイベントに協力する。

26	文化芸術
----	------

【施策の目指す姿】

伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重され、次の世代に保存・継承されています。

【取組方針】

文化、芸術に触れる機会を提供するとともに、郷土の文化や自然、文化財、伝承してきた伝統芸能を受け継ぎ、後世に伝えるため、活動の場の充実や後継者の育成を支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
文化芸術事業の参加者数	2,698 人	3,000 人	3,300 人
	目標値の 方向		
文化芸術に親しむ機会が提供されていると思う市民の割合	41.7%	47.0%	50.0%
	目標値の 方向		
伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重され、保存・継承されていると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・文化芸術事業やイベントに参加する。 ・自身の文化芸術に関する経験や知識などをいかし、文化芸術活動に協力する。 ・地域の文化財や郷土芸能に興味を持ち、関連する活動に参加する。	・文化芸術事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。

27	観光
----	----

【施策の目指す姿】

多くの観光客が訪れ、地域が活性化しています。

【取組方針】

近隣市町村との連携を通じて広域観光を推進するとともに、観光資源の磨き上げや再発掘、インバウンド³⁴の誘客を促進し、豊かな自然や交通の利便性をいかした魅力ある観光地づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
観光消費額(年間)	188.6億円 (令和5(2023)年度)	218億円	240.5億円
	目標値の 方向		
観光によって地域が活性化していると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・観光客などに対して温かいおもてなしの心で接する。 ・観光イベントに参加する。 ・本市の観光スポットなどの魅力を発信する。 ・地域の観光資源の保全に協力する。	・祭りや観光イベントに協力・参加する。 ・市内での各種学会や会合の開催や誘致を行う。

³⁴ 外国人が日本を訪れてくる旅行のこと

28	魅力発信
----	------

【施策の目指す姿】

本市の魅力が市内外に発信されることで、本市のイメージが向上しています。

【取組方針】

本市の特長や魅力、施策等を市内外に広く周知するため、PR コンテンツの作成や広告事業に取り組むとともに、シティプロモーションの推進に向けた事業を実施し、効果的な情報発信に取り組めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
SNS 登録者数	83,118 件	120,000 件	150,000 件
	目標値の 方向		
市内外に魅力が発信されることで、本市のイメージが向上していると思う市民の割合			
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・本市の魅力の発見や発信を行う。	・本市の魅力の発見や発信を行う。 ・従業員等に対して本市の魅力を周知する。 ・厚木ブランド商品の開発に取り組む。

7 行政運営の基本姿勢

(1) 背景

今後、人口減少や超高齢化による人口構造の変化が一層進行し、市民ニーズの多様化・高度化、公共施設やインフラの老朽化など、地域の持続可能性に関わる様々な課題が表面化していくことが想定されます。こうした変化に対応していくためには、将来の人口動態や財政状況を見据えつつ、生成AIをはじめとした新たなデジタル技術の活用や、広域的な視点に立った柔軟な発想を持って、民間企業や地域団体など多様な主体との連携、更に近隣自治体との広域的な連携を推進していく必要があります。

(2) 社会経済情勢に対応した行政経営

社会経済情勢が急速に変化し、先行きが見通しづらい中においては、あらゆる環境の変化に柔軟に対応できる行財政運営を確立し、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくことが求められています。そのためには、デジタル技術を効果的に活用するとともに、感覚や前例主義から脱却し、データや実績に基づく政策立案（EBPM：エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）を推進していきます。さらに、「やるべきこと」と「やめるべきこと」を明確に判断し、事業の選択と集中を徹底することで、現実に即した柔軟な行政経営に取り組みます。

(3) 公共施設・インフラの総合的な管理の徹底

人口が増加した昭和40年代から50年代にかけて、集中的に整備してきた公共施設やインフラの老朽化が進んでいることから、今後、施設の膨大な維持管理・更新費用が見込まれます。

そこで、人口減少や少子高齢化により、公共施設に求められるニーズの変化を的確に捉え、公共施設の総量抑制、施設の適正配置や長寿命化、民間活力の導入などの取組を総合的かつ計画的に推進し、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

新たなまちづくりとのバランスを図りつつ、本市の行政サービスを支える公共施設を将来にわたって持続可能なものにします。

(4) 多様な主体との連携

行政が直面する多様な課題に的確に対応し、将来にわたって質の高い行政サービスを維持していくためには、自治体単独での取組には限界があります。このため、民間企業や地域団体、市民など多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みをいかした公民連携³⁵の取組を推進していきます。

³⁵ 行政と民間企業、学術機関が協働で、それぞれの強みをいかした公共サービスの提供などを行うこと

(5) 広域連携の推進

市民の生活圏が自治体の枠を越えて広がる中で、限られた財源を有効に活用し、地域全体の利便性や効率性の向上、さらには広域的な課題の解決を図るため、県央やまなみ協議会³⁶や県央相模川サミット³⁷などの枠組みを活用し、近隣自治体と連携した広域的な視点に立つ行政サービスの提供を目指します。

³⁶ 県央やまなみ協議会 県央やまなみ地域の5市町村（厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村）に、神奈川県や民間企業、大学等がオブザーバーとして参加し、広域観光圏の確立や地域高規格道路の整備促進など、自治体の枠を超えて、多様な地域課題の解決を図る広域的な協議体

³⁷ 県央相模川サミット 相模川流域に位置する6市町村（厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村）と、オブザーバーである神奈川県が連携し、河川の保全活用や災害対策など、共通の地域課題の解決を図る広域的な協議体

8 進行管理

将来都市像の実現のため、政策に基づく各施策について、毎年度、評価・検証を実施し、PDCAサイクルを活用した計画の進行管理を行います。

施策の効果を的確に把握するため、各施策において成果指標を設定し、計画の中間年度及び最終年度における目標値に対する達成状況について評価を行うなど、社会経済情勢の変化に合わせ、見直し・改善を図っていきます。



資料編

1 会議等の開催経過

令和6(2024)年6月

- ・第11次厚木市総合計画策定方針の策定

令和6(2024)年7月

- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」①

令和6(2024)年8月

- ・令和6年度第2回厚木市総合計画審議会
- ・令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

令和6(2024)年9月

- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」②
- ・新たな総合計画策定に向けた「未来つなぐワークショップ」

令和6(2024)年10月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」①
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」②

令和6(2024)年11月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」③
- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」③
- ・新たな総合計画策定に向けた「中学・高校生によるワークショップ」
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」①
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」②

令和6(2024)年12月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」③

令和7(2025)年1月

- ・厚木市第10次総合計画市民検討会議委員との意見交換会

令和7(2025)年2月

- ・令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会

令和7(2025)年3月

- ・令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部
- ・令和6年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

令和7(2025)年4月

- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部幹事会
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画審議会

令和7(2025)年5月

- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会
- ・長期ビジョン（素案）の策定
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」①

- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会①
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会②

令和7(2025)年6月

- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」②
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会③

※以下、予定

令和7(2025)年6月

- ・令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会
- ・長期ビジョン（原案）の策定
- ・厚木市総合計画審議会へ長期ビジョン（原案）を諮問
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画審議会

令和7(2025)年7月

- ・令和7年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・令和7年度第4回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第5回厚木市総合計画審議会
- ・厚木市総合計画審議会から長期ビジョン（原案）の答申
- ・長期ビジョン（案）の策定
- ・令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会幹事会

令和7(2025)年8月

- ・令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会

令和7(2025)年9月

- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン（案）に対するパブリックコメント（9/1～10/1）

2 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要

(1) 目的

令和8(2026)年度を始期とする第11次厚木市総合計画策定の基礎資料とするとともに、市民のまちづくりに対する考えや市民生活に密着した事項について、市民の意識やニーズを把握することを目的としています。

(2) 調査項目

ア 市民生活における実感度

分野	設問
1 子育て・教育	2項目
2 福祉・健康・コミュニティ	8項目
3 安心・安全	4項目
4 都市整備・産業	7項目
5 環境	4項目
6 スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	設問
1 子育て・教育	2項目
2 福祉・健康・コミュニティ	8項目
3 安心・安全	4項目
4 都市整備・産業	7項目
5 環境	4項目
6 スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

(3) 調査対象者

厚木市在住の18歳以上の男女5,000人（外国籍市民を含む。）

(4) 抽出方法

住民基本台帳を基に無作為抽出

(5) 調査方法

郵送配布、郵送又はインターネット回収

(6) 調査期間

令和7(2025)年5月14日(水) から6月13日(金) まで

(7) 回収結果

●●●●人(回収率●●.●%)

(8) 調査結果

結果の表又はグラフを掲載

3 個別計画一覧

本市では、特定の行政課題に対応した様々な計画や指針を策定しています。これら個別の計画等の法令上の位置付けや計画の性格・期間などは様々ですが、第11次厚木総合計画を各分野において補完・具体化していくものと位置付け、第11次厚木市総合計画の内容との整合性を確保するとともに、第11次厚木市総合計画の推進と併せて、個別計画を推進することにより、施策の着実な展開を図ります。

分野等	個別計画名	計画期間等	概 要
Ambitious 子育て・教育	厚木市こども・若者みらい計画	令和7(2025)年度 ～ 令和11(2029)年度	「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げ、急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応し、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指す計画です。
	第2次厚木市教育振興基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和14(2032)年度	これからの時代を見据えた教育振興に取り組むための基本理念・基本目標・基本方針等を定める計画です。
Together 福祉・健康・コミュニティ	厚木市地域福祉計画(第6期)	令和6(2024)年度 ～ 令和8(2026)年度	「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。 また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画としています。
	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)	令和6(2024)年度 ～ 令和8(2026)年度	「老人福祉法」に規定する「市町村老人福祉計画」であり、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「介護保険法」に規定する市町村介護保険事業計画に包含した計画としています。

	厚木市障がい者福祉計画（第7期）	令和6（2024）年度 ～ 令和8（2026）年度	「障害者基本法」に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「障害者総合支援法」に規定する「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」に規定する「市町村障害児福祉計画」を包含した計画としています。
	厚木市自殺対策計画（第2期）	令和6（2024）年 7月 ～ 令和11年（2029） 6月	「自殺対策基本法」の趣旨や新たな自殺総合対策大綱に基づき、本市の自殺の現状と課題を明らかにした上で、本市における自殺対策の方向性や施策を定めた計画です。
	第3次健康食育あつぎプラン	令和3（2021）年度 ～ 令和8（2026）年度	地域包括ケア社会の実現に向け、市民協働による健康づくりの施策展開を図るため、健康増進と食育推進の行動目標を定めた計画です。
	第4次厚木市男女共同参画計画	令和5（2023）年度 ～ 令和9（2027）年度	男女がお互いを尊重し、家庭、地域、職場など、あらゆる場で個人の能力を発揮することができ、生き生きと暮らせる社会の実現を目標とし、市民と行政が協働で取り組むことにより、男女共同参画の一層の推進を目指すための計画です。
	第3次厚木市生涯学習推進計画第1期基本計画	令和3（2021）年度 ～ 令和8（2026）年度	生涯学習機会の充実を図り、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動に参加することができる環境整備を図るため、生涯学習事業を総合的に推進するための計画です。
	第4次厚木市子ども読書活動推進計画	令和6（2024）年度 ～ 令和10（2028）年度	国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」及び「第五次神奈川県子ども読書活動推進計画」を基本として、本市における子どもの読書活動をより一層推進し、「読書大好きあつぎっ子」を育てるための計画です。

Safe 安心・安全	厚木市防災都市づくり計画	令和5(2023)年度 ～ 令和22(2040)年度	誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を目指して、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、多様な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的な施策等を示す計画です。
	厚木市国土強靱化地域計画	令和2(2020)年度策定 (令和6(2024)年度改定)	本市における防災及び減災施策を客観的に分析・整理し、防災及び減災施策の更なる充実を図ることで、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げることを目的とした計画です。
	厚木市地域防災計画	平成24(2012)年度策定 (令和4(2022)年度改定)	台風、地震、水害、火災、その他災害による人的被害を未然に防ぐために策定した市域の防災行政の指針となる計画です。 地域の防災を進め、市民の生命や財産を守り、社会秩序の維持と公共の福祉を確立することを目指します。
	厚木市国民保護計画	平成18(2006)年度策定 (平成30(2018)年度改定)	武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、武力攻撃や大規模テロなどへの平素からの備えを始め、警報の伝達や避難住民の誘導、避難住民等への救援について定めた計画です。
	厚木市災害廃棄物処理計画	平成30(2018)年度策定	大規模地震により発生した廃棄物処理を迅速かつ適正に行うことにより、災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧、復興を可能なものとするため、災害廃棄物の計画的かつ適正な処理に関する基本的事項を定めた計画です。

	厚木市耐震改修促進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和12(2030)年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進する施策等を定めた計画です。
	第2期厚木市消防力整備計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、令和3(2021)年度からの6年間の消防力の充実・強化に向けた取組の方向性を示す計画です。
	厚木市交通安全推進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	本市の特徴的な取組であるセーフコミュニティの理念(事故やけがは偶然の結果でなく予防できる)の下、より具体的な施策を示し、誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる交通事故のないまちを目指す計画です。
Unique 都市整備・産業	厚木市都市計画マスタープラン	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	総合計画における都市づくりの分野を担う計画であり、令和22(2040)年度を目標年次とした中長期的な視点から、将来の都市像や都市づくりの方向性を示す計画です。
	厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実」により、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す計画です。
	あつぎの道づくり計画	令和3(2021)年度 ～ 令和14(2032)年度	市道の整備や改良、維持管理など道づくりの考え方を示した、12年間の道路に関する総合的な計画です。

	厚木市交通マスタープラン	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	都市計画マスタープランの分野別計画として、本市の顕在化している交通課題への対応とコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造をいかしたまちづくりに向けて、市民の移動円滑化の促進を目的とし、公共交通や道路ネットワーク等に関する交通施策を定める計画です。
	厚木市空家等対策計画	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	空き家対策の基本的な考え方を示すとともに、空き家対策の全体像を市民に広く周知を図り、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
	厚木市住生活基本計画	令和5(2023)年度 ～ 令和14(2032)年度	住宅政策の基本理念や基本方針を定め、住宅政策を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向性を示す計画です。
	第二次厚木市住居表示整備事業計画	平成17(2005)年度 策定	都市基盤整備の一環として、住居表示整備を円滑に進めるための基本となる計画です。
	本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和22(2040)年度	官民一体となって、「2つの結節点から拡がり、豊かな日常の光景が点在する歩いて楽しいまち」を実現するため、まちづくりの方針やエリア別の目指すまちの姿などを定めた計画です。
	厚木市移動円滑化基本構想	平成14(2002)年度 策定	駅及びその周辺における重点的かつ一体的なバリアフリーを推進するための基本的方針をまとめた構想です。同構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会が、それぞれ特定事業計画を策定し、具体的にバリアフリー整備を行います。

	厚木市景観計画	平成21(2009)年度策定	「景観法」に基づき、良好な都市景観を形成するための方針を示し、周囲の景観に影響する行為に対する景観形成の方策を定めた計画です。
	第3次厚木市産業マスタープラン	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	地域経済の活性化、継続的な産業振興、にぎわいのあるまちづくりの具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木農業振興地域整備計画	昭和49(1974)年度策定 (平成30(2018)年度改定)	農業振興地域における農業振興を図るため、「農用地利用計画」や「農業生産基盤の整備開発計画」などを示した計画です。
	厚木市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成6(1994)年度策定 (令和5(2023)年度改定)	農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営を支援、育成するための構想です。
	厚木市都市農業振興計画	平成30(2018)年度～ 令和9(2027)年度	持続可能な都市農業の創造、多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興を図るための計画です。
Green 環境	厚木市環境基本計画	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	「厚木市環境基本条例」に基づき、市の良好な環境を保全及び創造し、地球温暖化を始めとする環境諸問題の解決への貢献を果たすための総合的かつ計画的な環境行政の指針となる基幹的な計画です。 市民、事業者、民間団体・組織、行政が協働し、将来の望ましい環境の実現を目指します。

	厚木市地球温暖化対策実行計画	令和3(2021)年度 ～ 令和12(2030)年度 (令和4(2022)年度改定)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国・県等の関連法・施策を踏まえ、本市の自然的・社会的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、温室効果ガス排出削減に向けた具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木市一般廃棄物処理基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	循環型都市の実現に向け、更なるごみの減量・資源化を推進するとともに、生活排水に係る水質環境の向上を図るための計画です。
	みんなの生物多様性 ～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～	令和6(2024)年度 ～ 令和12(2030)年度	生物多様性の保全及び回復に向け、市民等への普及促進を図り、計画的に施策を推進するとともに、市民、事業者及び関係機関の役割を定め、豊かな自然のめぐみを育む社会を実現するための地域戦略です。
	厚木市緑の基本計画	平成29(2017)年度 ～ 令和17(2035)年度	「都市緑地法」に基づき、緑地の保全、緑化の目標並びに緑化の推進などの基本方針及び施策を定め、本市の緑に関する将来を見据えた計画です。
	水辺ふれあい構想	平成19(2007)年度 ～ 令和8(2026)年度	本市の自然環境を構成する重要な要素である水辺(河川、小川、池、水源など)を対象に、憩いと活動の場の再生と創出に努め、水辺と人との触れ合いを、より身近にする新たなまちづくりを進めることで、心やすらぐ環境と元気なあつぎを目指すための構想です。
Inspire スポーツ・文化 芸術・魅力	第2次厚木市スポーツ推進計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	スポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に推進し、「あつぎスポーツ王国」を着実に実現するための計画です。

	第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	「厚木市文化芸術振興条例」に基づき、市民等と行政が連携・協働し、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」が目指すまちの姿の実現に向け、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための計画です。
	第2次厚木市観光振興計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	旅行形態の変化や旅行者ニーズの多様化、交通インフラの充実など、観光を取り巻く環境の変化に対応する新たな戦略を構築する計画です。
行政運営の基本姿勢	第7次厚木市行政改革大綱	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供するため、令和3(2021)年度からの6年間の行政改革の取組を定めた計画です。
	厚木市情報化推進計画(2021～2026)	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行政運営の実現を目指し、ICTの効果的な利活用を推進するため、令和3(2021)年度からの6年間の取組の方向性を示す計画です。
	厚木市公共施設最適化基本計画	平成27(2015)年度 ～ 令和36(2054)年度	今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を推進するための計画です。

4 市民憲章など

(1) 厚木市民憲章（昭和39(1964)年2月1日制定）

大山を仰ぎ、相模川の流れに臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力を受けつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- ― わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- ― わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- ― わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- ― わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- ― わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

(2) 厚木市章（昭和30(1955)年3月22日制定）

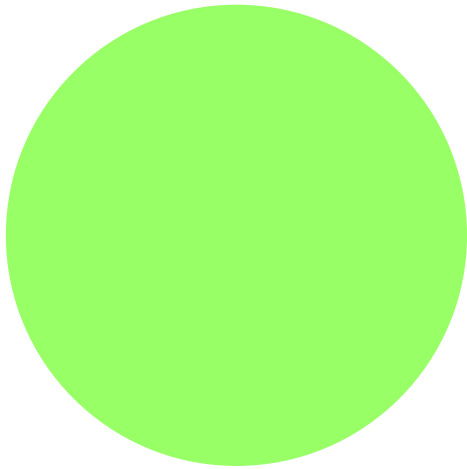
あつぎの3字と鮎3尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴する。



(3) 市の花：さつき・市の木：もみじ（昭和44(1969)年2月1日制定）



(4) 市の色：きみどり（昭和60(1985)年5月25日制定）



(5) 厚木市家庭のしつけ（昭和44(1969)年2月1日制定）

わたくしたちの厚木市があかるくすみよいまちに発展してゆくためには、こどもたちを善意に満ちた健全な家庭の中で「よりよい社会人」に成長させてゆく必要があります。

親は正しい愛情をもち、正しい生活と家族相互の理解などをいつも心にかけてながら、こどもが自分で考え正しい判断をして、あかるく行動ができるようによい家庭の「しつけ」を実践してゆきましょう。

あいさつのできるこどもにそだてましょう。

ありがとうといえるこどもにそだてましょう。

めいわくをかけないこどもにそだてましょう。

きまりのよいこどもにそだてましょう。

こんきづよいこどもにそだてましょう。

すすんでしごとをするこどもにそだてましょう。

なかよくするこどもにそだてましょう。

(6) 親孝行都市宣言（昭和49(1974)年4月1日告示）

厚木市は、先人の努力により県央の近代都市としてめざましい発展をしているが、住みよい郷土づくりの基底ともなるべき人間性をつちかうために従前より厚木市民憲章や家庭のしつけを制定してきた。

そうした中であって、さらに慈愛深き家庭のなかに育成される親子の関係の重要性にかんがみ、人間の生命をはぐくみ育ててきたものは親であることを再認識し、子は親に感謝するという心豊かな人間性の涵養を市民運動として展開するために「親孝行都市」を宣言する。

(7) あつぎ市民ふれあい都市宣言（平成27(2015)年2月1日告示）

厚木市は、先人のたゆまぬ努力により、自然と調和する都市として発展してきました。そして今、少子高齢化の進展や価値観の多様化により、人と人との関係が変化し、市民相互の

絆きずながより大切になっています。

私たち一人一人が地域に関心を持ち、日頃から助け合い、市民協働により、身近な課題に取り組むことで、笑顔で暮らせる安心・安全なまちをつくることができます。

家庭や地域で思いやりの心を育み、ふるさと厚木を世代を超えて愛し、誇れるまちとするため、ここに「市民ふれあい都市」を宣言します。

ふれあいの家庭づくり

家族との絆きずなを深め、人を思いやる豊かな心を育み、ぬくもりのある「心ふれあう家庭」をつくりましょう。

ふれあいの地域づくり

地域に暮らし、働き、学ぶ中で、地域活動の輪を広げ、みんなで支え合う「心ふれあう地域」をつくりましょう。

ふれあいのまちづくり

人とのつながりの輪を広げ、希望に満ちた、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」をつくりましょう。